

芸西村地域防災計画

【資料編】

令和8年4月改定

芸西村防災会議

目次

1	芸西村の概要	1
1-1	芸西村の特性	1
1-2	高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定	6
2	条例・組織関連資料	13
2-1	防災会議条例	13
2-2	防災会議委員名簿	15
2-3	災害対策本部条例	16
2-4	消防団組織	17
2-5	村内、利用可能なアマチュア無線局	18
2-6	部落長住所一覧	19
3	災害危険区域	20
3-1	河川重要水防箇所	20
3-2	道路危険箇所（県管理）	21
3-3	緊急啓開道路、交通規制要請地点	23
3-4	交通途絶予想箇所	24
3-5	異常気象時主要交通規制箇所	25
3-6	土砂災害(特別)警戒区域（国土交通省所管）	26
3-7	砂防指定地一覧表（安芸土木事務所）	29
3-8	山腹崩壊危険地区（林野庁所管）	30
3-9	崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）	31
3-10	ため池危険地区（農村振興局所管）	32
3-11	湛水危険区域（農村振興局所管）	32
4	施設関連資料	33
4-1	避難場所及び避難所	33
4-2	施設	37
4-3	集会所	38
4-4	避難道路	40
4-5	患者搬送先医療機関	41
4-6	土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設	41
4-7	津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設	41
4-8	洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設	41
4-9	高潮浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設	41
4-10	臨時ヘリポート（場外離着陸場）予定地	41
4-11	防火水槽等一覧	42

4-12	村有車及び班員所有の車両	44
4-13	村内建設業者の所有車両	44
4-14	指定文化財一覧表	45
4-15	ゴミ及び廃棄物・遺体処理施設	45
4-16	芸西村指定給水装置工事業者一覧表	46
4-17	排水施設等工事業者一覧	49
4-18	危険物施設数	50
4-19	気象庁による震度階級関連解説表	51
4-20	海岸部、海抜の日安	54
4-21	全国瞬時警報システム（J-ALERT）通報番号リスト	55
4-22	観測所一覧	56
4-23	緊急対応時における必要燃料調査票	57
4-24	防災拠点施設受益範囲図	60
4-25	備蓄倉庫受益範囲図	61
5	協定・様式	62
5-1	被害状況報告書	62
5-2	用語の定義	63
5-3	罹災者台帳	65
5-4	罹(被)災証明交付申請書	66
5-5	罹(被)災届出書	68
5-6	罹(被)災証明書	69
5-7	自衛隊派遣要請依頼書	70
5-8	自衛隊派遣撤収要請依頼書	71
5-9	避難者名簿	72
5-10	避難者カード	73
5-11	ペット飼育者名簿	74
5-12	避難所運営委員会 一覧表	75
5-13	避難所運営委員会 記録簿	76
5-14	避難所運営委員会 郵便受取簿	77
5-15	避難所運営委員会 閲覧用名簿	78
5-16	食料・物資配送依頼票	79
5-17	食料・物資管理簿（複数品目用）	80
5-18	災害救助法の関連資料	81
5-19	救助実施記録日計票	85
5-20	公用負担権限委任証明書	86
5-21	公用負担の証票	87
5-22	水防活動実施報告（速報）	88
5-23	水防活動実施調査票	89
5-24	水防活動実施報告書	90
5-25	村内の公共的団体への協力依頼文書	91

5-26	ボランティア受付名簿	92
5-27	協定及び契約	93
6	芸西村避難指示等の判断・伝達マニュアル	95
6-1	はじめに	95
6-2	避難指示等の実施及び意味合い	95
6-3	避難指示等の判断基準等	96
6-4	避難指示等の伝達方法等	96
6-5	地区から避難所までの道程（住宅地図）	98
6-6	避難所の開設及び管理運営	98
6-7	地区の世帯数及び人数	99

1 芸西村の概要

1-1 芸西村の特性

(1) 地理的条件

① 位置

本村は、高知市の東方30kmに位置し、東は安芸市、西及び北は香南市と接している。北からは四国山地の支峰が伸び、西は手結山台地、東は八流台地に囲まれており、その間を和食川の支流である長谷川、谷内川、久重地区から流れる赤野川とともに、芸西平野を形成し、土佐湾に流れ込んでいる。

村の南は土佐湾に面し、北は山地、東西は台地に囲まれている。

② 面積

本村は、東西約5km、南北約9kmに走り、総面積は39.60km²となっている。

■ 芸西村位置図



③ 地勢

○山地

長谷寄方面から瓜生谷へ続く山麓地帯は、急な傾斜が続いている。そのため、地すべり、土石流発生の可能性をもつ小溪流等があり、土砂災害が起きやすくなっている。

○河川・水系

和食川を山地から平野部へとつなぐ段丘や平野は、川幅が狭く、洪水の危険性を含んだ地形となっている。

こうした水害を防ぐため、和食川下流部では、改修工事、ほ場整備、かんがい排水事業が行われているほか、下流部の小河川や、上流の河道の直線化や護岸工事が完成している。このため、現状の内水被害は大幅に減少している。

1 芸西村の概要

○海岸

本村の海岸部には、幅100～200mの砂丘が形成され、和食川や長谷川により運搬された土砂が砂丘の背後に堆積し、排水性の悪い湿地や、はん濫による被害を受けやすい平野を形成している。

(2) 社会的条件

① 土地利用

本村の土地利用は、次のとおりである。

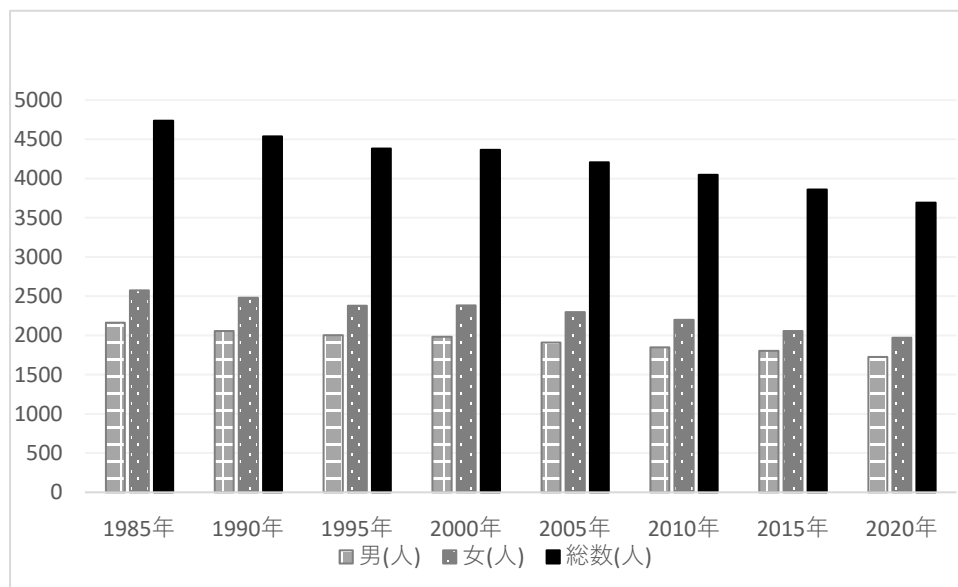
総面積	39.60 km ²	(100.0%)
可住地面積	10.30 km ²	(26.0%)
(可住地内の耕地面積)	1.81 km ²	(4.6%)
林野面積	29.30 km ²	(74.0%)

(農林水産省「2020年農林業センサス」による)

② 人口・世帯

本村の人口について、昭和55年(1980年)は4,653人だったが、人口減少傾向が続き、令和2年(2020年)には3,694人(男:1,724、女:1,970)、1,511世帯となっている。

■人口の推移



年	男(人)	女(人)	総数(人)
1985年	2,164	2,575	4,739
1990年	2,057	2,482	4,539
1995年	2,005	2,378	4,383
2000年	1,984	2,382	4,366
2005年	1,910	2,298	4,208
2010年	1,848	2,200	4,048
2015年	1,802	2,056	3,858
2020年	1,724	1,970	3,694

(総務省「国勢調査」による)

(3) 気象条件

① 気温

気候は、四国山地を背にし、南は黒潮の流れる太平洋に面しているため、高温多湿で、安芸地域の年平均気温は18.8℃であり、年平均日照時間は2,348.2時間となっている。(気象庁調べ、令和6年(2024年))

② 降水量

安芸観測所における過去30年(平成3年(1991年)から令和2年(2020年))の年平均降水量は2,099.5mm/年となっている。

過去の観測記録では、令和5年(2023年)に最大日降水量300mm/日を記録しているほか、平成20年(2008年)292.5mm/日、平成24年(2012年)240.0mm/日、令和3年(2021年)243.5mm/日と記録されており、最小日降水量は平成8年(2005年)60mm/日を記録している。

また、最大1時間降水量の年平均は51.5mm/hで、平成20年(1996年)には83.0mm/h、令和5年(2023年)には72.0mm/h、令和6年(2024年)は78.0mm/hを記録している。

(4) 地質、地層構造

2級河川である和食川流域の地質は、中生代白亜紀の四万十層群に属している。四万十層群は、房総半島から赤石山脈、四国山地南部、九州山地南部、沖縄本島まで続く1,800kmの帯状の地質構造である。この四万十層群を基盤としている地域は、地質学では四万十帯と呼ばれ、西南日本外帯に属している。平野部と海岸部では、これらの互層と砂岩、泥岩とを主体とする未固結の沖積層地層が広く分布する。

(5) 災害の特徴

① 被害内容

本村地域で発生する災害は、自然現象によるものと人為的原因によるものと大きく2つに大別される。

○自然現象

台風、集中豪雨、大雨を要因とする風水害、地震及び津波等の異常な自然現象による災害

○人為的原因

大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずる災害

○被害想定

本村の被害想定は、過去の災害実績等を考慮し、台風、集中豪雨及び地震による被害を想定することとし、大規模な火災、爆発による被害は、この被害想定に含まれる。

② 風水害の被害想定

○台風

昭和28年(1953年)台風13号級の台風が本村周辺を襲った場合を想定する。

○集中豪雨

平成元年(1989年)の100mm/h程度の降雨があった場合を想定する。

③ 災害特性

本村で想定される気象災害は、一般に地震津波、風水害~~、~~及び大火である。

特に台風、低気圧、前線及び季節風による風水害については、中小規模であるが発生率が高い。

○大雨・台風

台風、低気圧、前線及び季節風による風水害は、中小規模であるが特に発生率が高い。

台風は春期から秋期にかけて、毎年1～2個高知県に影響を及ぼしており、特に県西部に上陸する進路をたどる台風に至っては、十分な警戒を要する。

また、風は台風が北緯27度を通過するころより、10m/sを超える風が吹き始め、高波とともに、海岸部では直接被害を受ける場合が多い。

さらに、河口水位の上昇により、河川流への影響が危惧される。

○突風・竜巻

近年高知県では、被害をもたらす突風や竜巻が発生している。平成24年7月12日には芸西村で竜巻とみられる突風が発生し、農業用のハウスや倉庫、作業小屋30棟が全半壊となった。平成24年10月23日には奈半利町で突風が発生し、住家一部損壊等の被害が出た。また平成25年9月4日には安芸市と宿毛市でそれぞれ竜巻が発生し、ビニールハウスの一部損壊や、住家の屋根瓦のめくれ、樹木の枝折れなどの被害が確認された。本村での突風及び竜巻の発生も多く、注意が必要である。

○土砂災害

四国は、全国と比較して土砂災害の危険度が高い。それは、四国の地質・地形にある。地質は中央構造線などの影響を受けて脆弱であり、重荒廃地域面積の割合が極めて高いものになっている。また、地形も急峻で、加えて台風の常襲地帯であり、豪雨災害を受けやすい条件を備えている。過去には大規模な土砂災害も起きており、警戒が必要である。

④ 南海トラフ地震災害の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

令和7年9月26日、政府の地震調査委員会は、南海トラフの地震発生確率を見直し、これまでの「80%程度」から「60～90%程度以上」とする新たな評価を発表した。この評価は、過去の地震データや隆起量に基づいており、地震の発生間隔や規模に関する新たな知見を反映している。また、発生間隔のみを用いた計算方法からは「20～50%」という確率が算出されている。

○発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2）

- ・この地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が令和7年3月に公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものとする。
- ・震度6弱～7の揺れが予測される。
- ・地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除くすべての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなることが予測される。

○発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1）

- ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「首都直下地震モデル検討会」が平成27年12月に公表した強震断層モデル及び津波断層モデルをベースに、安政南海地震を再現した断層モデルを設定し、県内の地質調査結果や最新の地形データなどを加味し推計したもの
- ・震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測される。
- ・地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除くすべての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測される。

※近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震がある。

（死者・行方不明者679人、負傷者1,836人）

1-2 高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定

南海トラフ沿岸地域では、マグニチュード8クラスのプレート型地震が100～150年周期で起きている。1946年の昭和南海地震以降、70年以上経過しており、30年以内の発生確率が60～90%程度以上とされている。

本計画では、「令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測」（令和7年10月29日）、「令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの被害想定」（令和8年3月24日）に基づき、以下のとおり被害を想定する。

被害想定の対象となる地震・津波は、最大クラスの地震・津波と、発生頻度の高い一定程度の地震・津波となっている。

○発生頻度の高い一定程度の地震・津波：L1

- ・平成15年度に県が公表した地震・津波予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの

○最大クラスの地震・津波：L2

- ・最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

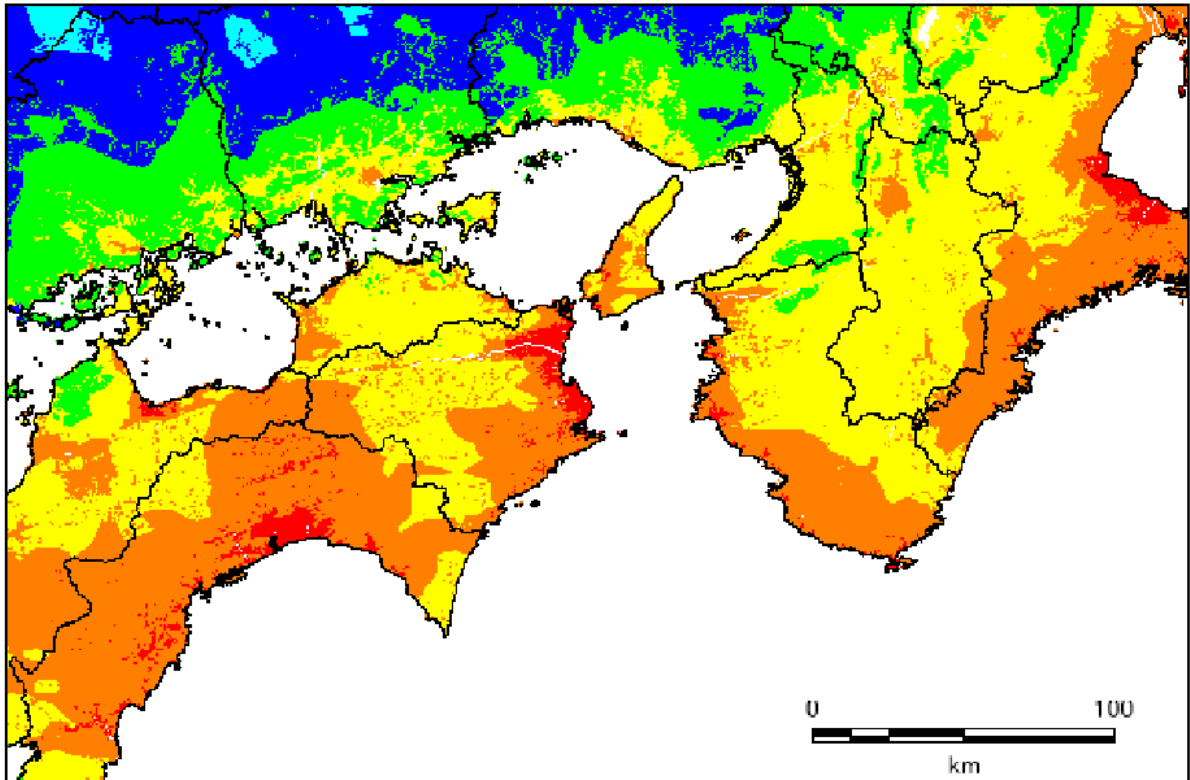
(1) 地震動・津波の設定

① 震度

内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる12の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、この12の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側や西側、陸側にずらした、あわせて48ケースで揺れをシミュレーションしている。

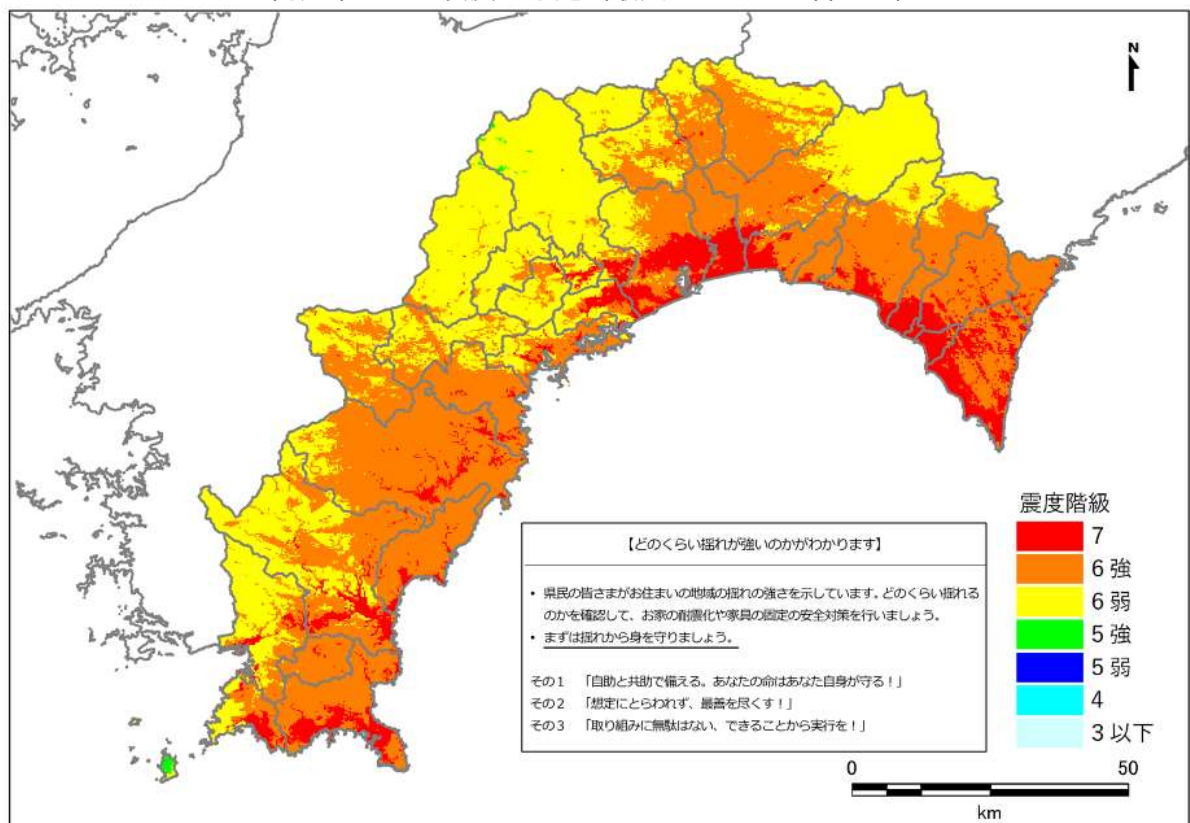
本村が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾の「強震動生成域」がさらに陸側にずれた「陸側ケース」で、芸西村では村内全域で震度6強から震度7となる。これにさらに詳細な地形的要素を加えた高知県の想定においても、芸西村は、震度6強から震度7となる。

国の震度の想定のうち、芸西村で最も震度が大きくなる「陸側ケース」



「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（地震モデル報告書）」令和7年3月31日内閣府

高知県による震度の想定（最大クラス重ね合わせ）



「令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測」
 令和7年10月29日

② 津波

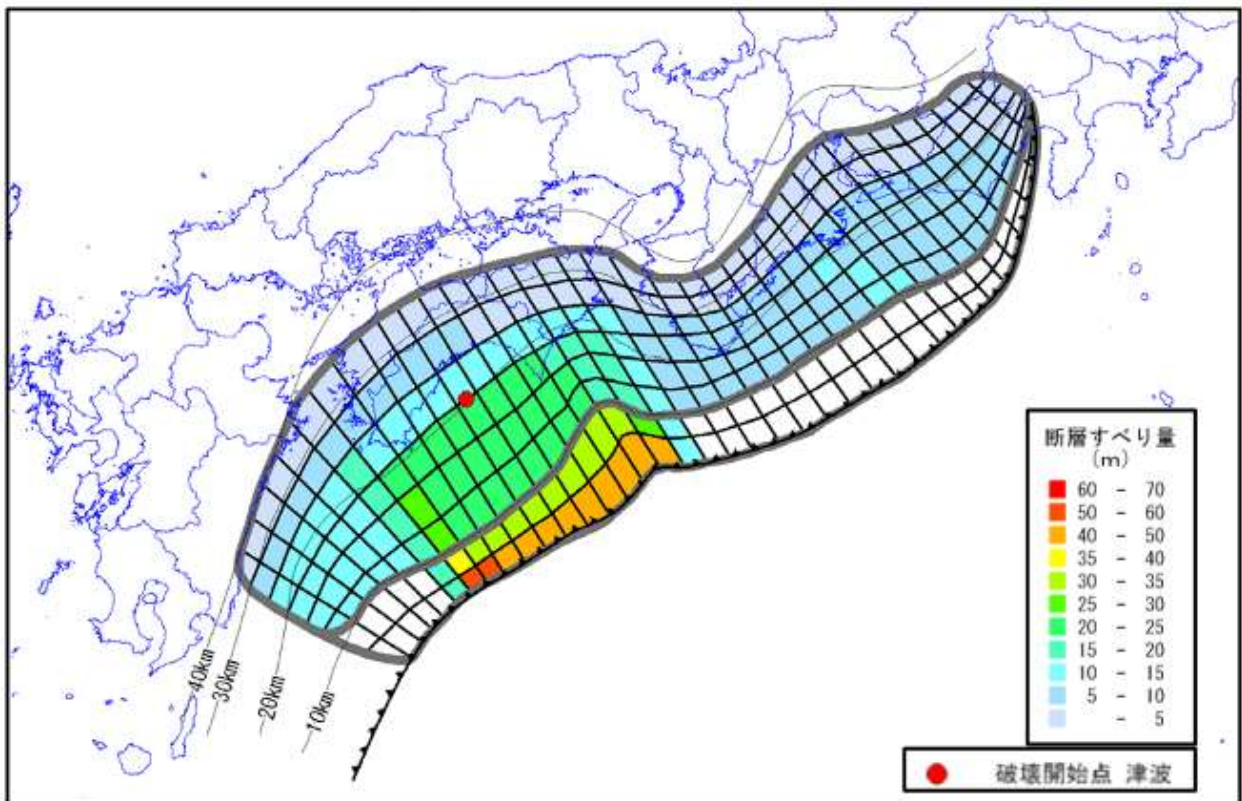
津波については、内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、「大すべり域＋超大すべり域」の設定場所によってケース①～⑤の5つの基本ケースが考えられ、さらに派生的な6ケースをあわせて11のケースが検討された。

高知県の検討では、国の11ケースのうち、ケース④、⑩の2ケースが採用され、「強震動生成域」と組み合わせて市町村ごとに検討を行い、芸西村は、「四国沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定するケース④で津波の高さが最大かつ到達時間も最短となった。

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」(L2)において、浸水深30cmの津波は、芸西村の海岸に10～20分後に到達し、30～40分後には平野部が内陸1km程度までが浸水する。

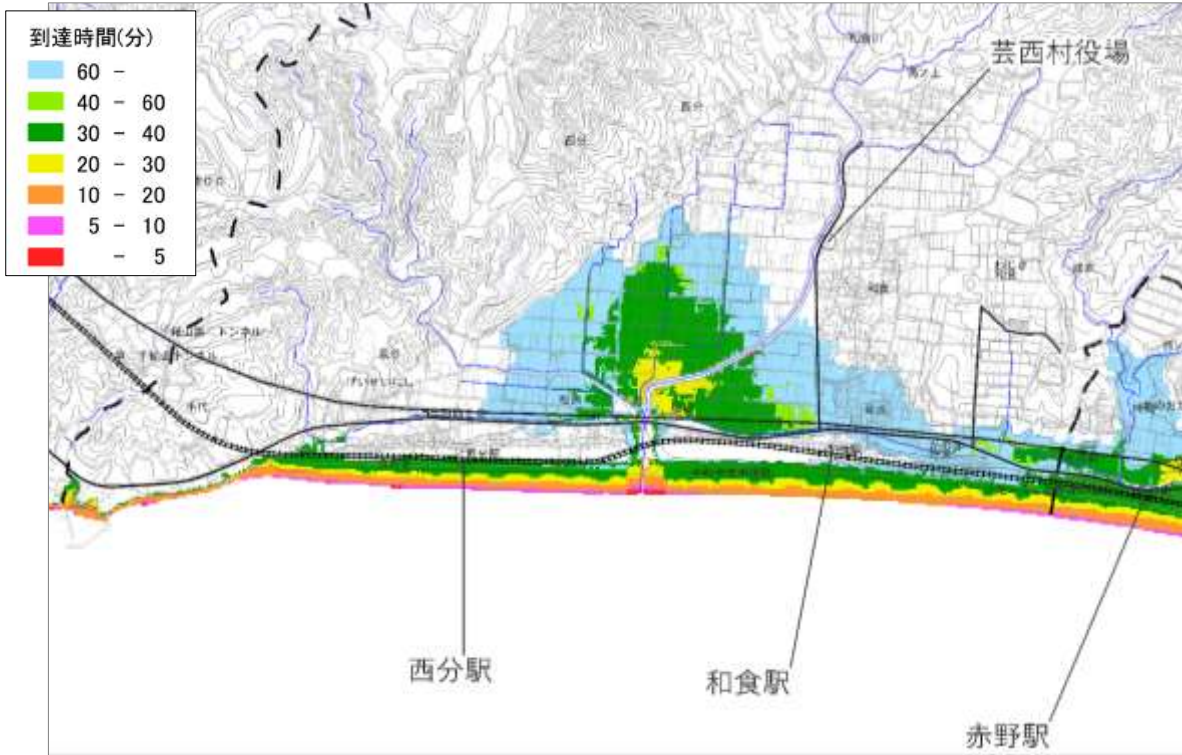
また、最大浸水深は、多くの浸水想定区域で1～10m、一部地域では15mに達する。

国のモデルによる、芸西村に最大の被害が及ぶ津波ケース（津波ケース④）



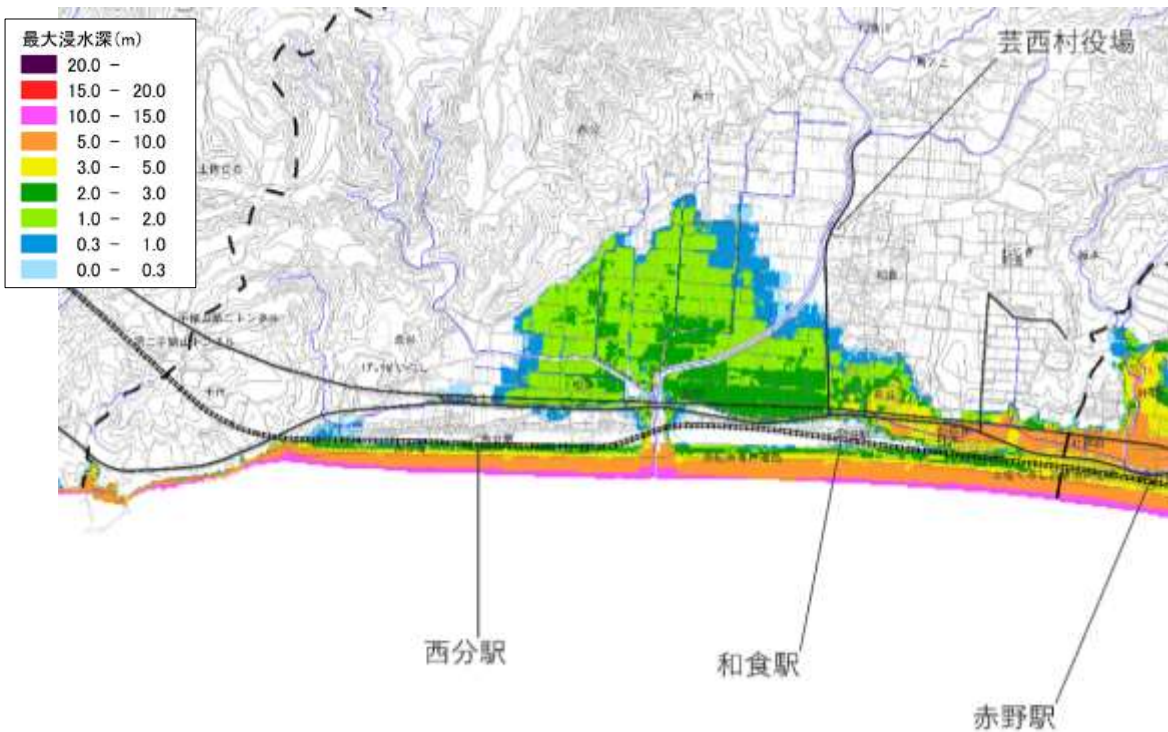
「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（地震モデル報告書）」令和7年3月31日内閣府

高知県のモデルによる30cmの津波の到達時間の予測



令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測（令和7年10月29日）

高知県のモデルによる津波浸水深の予測



令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測（令和7年10月29日）

【参考】県内市町村ごとの被害が最大になる強震動生成域・津波ケースの組み合わせ

		津 波						
		浸水域外	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
地 震 動	基本 ケー ス							
	陸 側 ケー ス	香美市 馬路村 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 梶原町 日高村 津野町		高知市 南国市 土佐市 香南市 芸西村 中土佐町			須原市 四万十町 黒潮町	
	東 側 ケー ス	北川村		室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町				
	西 側 ケー ス	三原村		四万十市 大月町			宿毛市 土佐清水市	

【地震動ケースの説明】

地震動4ケースとは、強震断層モデルとして、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（地震モデル報告書）」（令和7年3月31日：内閣府）で示されたものであり、それぞれ基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケースと呼ばれている。

基本ケース：中央防災会議による東海、東南海・南海地震も検索結果を参考に設定

東側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや東側（トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定

西側ケース：基本ケースの強震動生成域をやや西側（トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定

陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

【津波断層ケースの説明】

津波断層モデルは、津波を推計するためのものであり、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（地震モデル報告書）」（令和7年3月31日：内閣府）において11ケースある。高知県では、そのうち、高知県の海岸線で最大の津波高が発生する、ケース④、⑩を津波2ケースとした。

③ 被害の想定

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」（L2）の場合、芸西村での最大の死者は60人（うち、津波による死者が20人）、負傷者数が170人、村外からの流入者を含む1日後の避難者数は1,800人に上ると推計されている。

これらは、その数の多さもさることながら、こうした未曾有の地震・津波発生時には、高知県沿岸の他市町村も広域にわたって被災し、国道も寸断され、応援を簡単には得られない状況であることを想定しておく必要がある。

一方、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」(L1)の場合は、芸西村での津波による死者は若干名、村外からの流入者を含む1日後の避難者数は440人と推計されている。

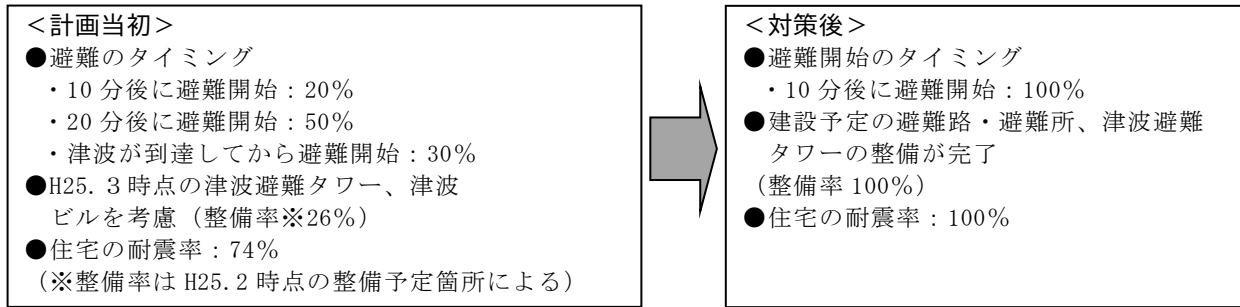
なお、「最大クラスの地震・津波」(L2)の場合、10分後に全員が避難を開始すると想定して、芸西村での死者は若干名、村外からの流入者を含む1日後の避難者数が1,000人と推計されている。

高知県による芸西村の被害想定

ケース	被災	地震動		L1		陸側(L2)	
		津波		L1		ケース④(L2)	
		条件		現状	対策後	現状	対策後
		建物棟数		2,146			
建物被害		液状化(棟)		10	—	10	—
		揺れ(棟)		80	10	580	130
		急傾斜地崩壊(棟)		*	—	*	—
		津波(棟)		*	—	70	—
		地震火災(棟)		*	—	*	—
		合計(棟)		90	—	660	—
		人口 R2 国勢調査		3,694			
人的被害 (死者数)		建物倒壊(人)		*	*	40	10
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)		*	—	*	—
		津波(人)		*	—	20	*
		急傾斜地崩壊(人)		*	—	*	—
		火災(人)		*	—	*	—
		ブロック塀(人)		*	—	*	—
	合計(人)		*	*	60	10~	
人的被害 (負傷者数)		建物倒壊(人)		50	10	170	80
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)		*	—	20	—
		津波(人)		0	0	0	0
		急傾斜地崩壊(人)		*	—	*	—
		火災(人)		*	—	*	—
		ブロック塀(人)		*	—	*	—
	合計(人)		50	10~	170	80~	
人的被害 (負傷者のうち重傷者数)		建物倒壊(人)		10	*	60	10
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)		*	—	10	—
		津波(人)		0	0	0	0
		急傾斜地崩壊(人)		*	—	*	—
		火災(人)		*	—	*	—
		ブロック塀(人)		*	—	*	—
	合計(人)		10	*	60	10~	
避難者数 1日後の		避難所		270	60	1,100	650
		避難所外		180	40	670	370
		合計		440	110	1,800	1,000

<想定条件> 冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり30m。浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

防災・減災対策の内容



(2) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがある。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域のプレート境界で、モーメントマグニチュード8以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源域又はその周辺でモーメントマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のモーメントマグニチュード8以上の地震を除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合

(3) 海外等の遠隔地で発生した地震による被害

- (1) 昭和35年のチリ地震津波では、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊したり、床上、床下浸水が発生した。
- (2) 平成22年チリ中部沿岸の地震による津波でも、日本各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約1.3mの津波を観測した。
- (3) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による津波は、地震発生当日に日本の各地に押し寄せ、本県においても須崎港で約2.8mの津波を観測した。
- (4) 令和7年（2025年）カムチャッカ半島付近の地震による津波は、日本各地に押し寄せ、室戸市、土佐清水市で0.6mの津波が観測された。

2 条例・組織関連資料

2-1 防災会議条例

○芸西村防災会議条例

昭和38年2月13日条例第1号

改正 平成24年9月13日条例第15号

改正 平成28年9月16日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、芸西村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芸西村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、村長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 村長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 高知県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 村の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 村の教育委員会の教育長
- (6) 村の消防団長
- (7) 村長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、11人とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、村の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月13日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月16日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-2 防災会議委員名簿

No	所 属	任 命 日	備 考
1	安芸市消防本部 消防長	令和7年9月29日	1号該当
2	安芸福祉保健所 所長	令和7年9月29日	2号該当
3	安芸土木事務所 所長	令和7年9月29日	2号該当
4	総合防災対策推進 安芸地域本部 本部長	令和7年9月29日	2号該当
5	安芸警察署 署長	令和7年9月29日	3号該当
6	芸西村 健康福祉課長	令和7年9月29日	4号該当
7	芸西村 教育長	令和7年9月29日	5号該当
8	芸西村消防団 団長	令和7年9月29日	6号該当
9	自主防災組織連絡協議会 会長	令和7年9月29日	8号該当
10	陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊 第1中隊長	令和7年9月29日	8号該当
11	特別養護老人ホーム ウェルプラザ洋寿荘 施設長	令和7年9月29日	8号該当
12	医療法人おくら会 芸西病院 院長	令和7年9月29日	8号該当
13	介護老人保健施設リゾートヒルやわらぎ 施設長	令和7年9月29日	8号該当
14	芸西村社会福祉協議会 会長	令和7年9月29日	8号該当
15	芸西村 村長	令和7年9月29日	会長

2-3 災害対策本部条例

○芸西村災害対策本部条例

昭和38年2月13日条例第2号
改正 平成22年12月16日条例第18号
平成24年9月13日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、芸西村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月13日から施行する。

附 則（平成22年12月16日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-4 消防団組織

(1) 消防団状況

令和7年4月現在

消防団数	分団数	団員数	条例定員	常時出動可能な団員数
1	3	78	90	58

階級別団員数						
団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
1	2	3	3	3	10	36

芸西村消防団		
第1分団	第2分団	第3分団

(2) 消防機械及び消防水利

普通消防ポンプ 自動車	小型動力ポンプ数	消防用無線局		衛星携帯電話
		携帯無線局	移動無線局	
4	2	9	0	0

消防水利				
消火栓	防火水槽 (40m ³ 以上)	防火水槽 (20~40m ³)	防火水槽 (10m ³)	その他 (池・プール)
108	55	32	2	3

(3) 消防相互協定、応援協定の現況

名 称	年 月 日	締結者	区 分
消防事務委託に関する管理協定書	昭和54年 4月1日	安 芸 市 長	救 急 予 防
消防相互応援協定	昭和61年 4月1日	香南消防組合長	火 災
〃	平成26年 4月1日	安 芸 市	〃

2-5 村内、利用可能なアマチュア無線局

所在地	免許人	電力	電波の型式及び周波数
芸西村馬ノ上 [REDACTED]	[REDACTED]	50W	A3J 1.9, 3.5, 7, 14, 21, 28 MHz A3JF 144, 430 MHz
芸西村和食甲 [REDACTED]	[REDACTED]	10W	A3J 3.5, 7, 21 MHz A3JF3 28, 50, 144 MHz
芸西村和食甲 [REDACTED]	[REDACTED]	10W	A3JF3 50, 144, 430 MHz A3J 3.5, 7, 21, 28 MHz A3JF3 50, 144, 430 MHz

2-6 部落長住所一覧

令和7年4月現在

	部落名		氏名		部落名		氏名
1	西分	西分浜西	■■■■■	20	馬ノ上	西組	■■■■■
2		西分浜中	■■■■■	21		北組	■■■■■
3		第二	■■■■■	22		城本	■■■■■
4		第一	■■■■■	23		津野	■■■■■
5		長谷	■■■■■	24		笹ヶ森	-
6		松原	■■■■■	25		極楽	■■■■■
7		郷西	■■■■■	26		憩ヶ丘	■■■■■
8		郷中	■■■■■	27		西	■■■■■
9		郷東	■■■■■	28		中	■■■■■
10	和食	堀切	■■■■■	29	井ノ上	■■■■■	
11		和食浜西	■■■■■	30	土居	■■■■■	
12		和食浜中	■■■■■	31	芝	■■■■■	
13		浜東	■■■■■	32	岡	■■■■■	
14		浜浦	■■■■■	33	西地	■■■■■	
15		叶木	■■■■■	34	東地	■■■■■	
16		正路	■■■■■	35	中の城	■■■■■	
17		下組	■■■■■	36	道家	■■■■■	
18		下中	■■■■■	37	国光	-	
19		中村	■■■■■	38	久重	-	

3 災害危険区域

3-1 河川重要水防箇所

(1) 重要水防箇所

河川又は 海岸名	所轄土木 事務所名	特に危険な場所及び対策							溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
		左 岸 右 岸	延長 (m)	左 岸 右 岸	延長 (m)	箇所名	予想される 危険状況	水防 工法	公共 施設	一般戸 数	人口 (人)	耕地 (ha)	
長谷川	安芸	左 右	1,300 1,300	左 右	250 250	長谷	溢水	土俵積	1	13	47	4	村が指示 する場所
谷内川	安芸	左 右	1,150 1,150	左 右	200 200	入野	溢水	土俵積	1	0	0	8	集会所
和食川	安芸	左 右	1,000 1,000	左 右	250 250	入野	溢水	土俵積	1	10	32	10	集会所
和食川	安芸	左 右	1,800 1,800	左 右	500 500	岡	欠壊	土俵積	0	4	10	10	瓜生谷コ ミュニテ ィセンタ ー
和食川	安芸	左 右	1,350 1,350	左 右	100 100	和食	欠壊	土俵積	5	50	140	8	村が指示 する場所

(2) 水位観測所

設置者	水系名	河川名	観測 所名	観測所位置	水防団待 機水位	はん濫注 意水位	はん濫危 険水位	零点高 TP
県	和食川	和食川	和食	芸西村和食甲	1.50	1.90	5.20	1.90

(3) 雨量観測所

設置者	流域名	観測所名	観測所位置	観測人	備 考
芸西村	和食川	芸西村役場	和食甲1262	総務課	

(4) 水門、樋門など

管理機関名	河川名	名 称	所在地	操作担当 及び受託機関	施設の内容	備 考
安芸土木 事務所	和食川	水門	和食	芸西村		
芸西村	和食川	樋門	西分甲	芸西村		
芸西村	和食川	樋門	西分甲	芸西村		
芸西村	和食川2支 江の川	樋門	西分甲	芸西村		
芸西村	第7号幹線 排水路	排水機	和食	芸西村		
芸西村	第3号幹線 排水路	排水機	西分	芸西村		

3-2 道路危険箇所（県管理）

(1) 落石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
B216A005	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	200.0	
B216A010	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	330.0	
B216A015	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	380.0	
B216A020	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	390.0	
B216A025	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	125.0	
B216A030	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	125.0	
B216A035	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	165.0	
B216A040	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	105.0	
B216A045	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	155.0	
B216A045	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	50.0	
B216A050	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	85.0	
B216A055	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	155.0	
B216A060	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	205.0	
B216A065	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	140.0	
B216A070	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	230.0	
B216A075	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	20.0	
B216A080	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	240.0	
B216A085	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	340.0	
B216A095	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	115.0	
B216A100	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	70.0	
B216A105	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	60.0	
B216A110	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	105.0	
B216A115	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	100.0	
B216A120	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	115.0	
B216A125	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	225.0	
B216A130	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	180.0	
B216A135	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	215.0	
B216A140	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	120.0	
B216A145	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	120.0	
B216A150	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	160.0	
B216A155	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	110.0	
B216A160	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	185.0	

3 災害危険区域

(2) 土石流

施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
B216E005	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E010	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E015	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	20.0	
B216E020	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E025	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	15.0	
B216E030	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	10.0	
B216E035	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村国光	5.0	
B216E040	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	10.0	
B216E045	羽尾琴浜線	安芸郡芸西村馬ノ上	15.0	

(3) 盛土災害

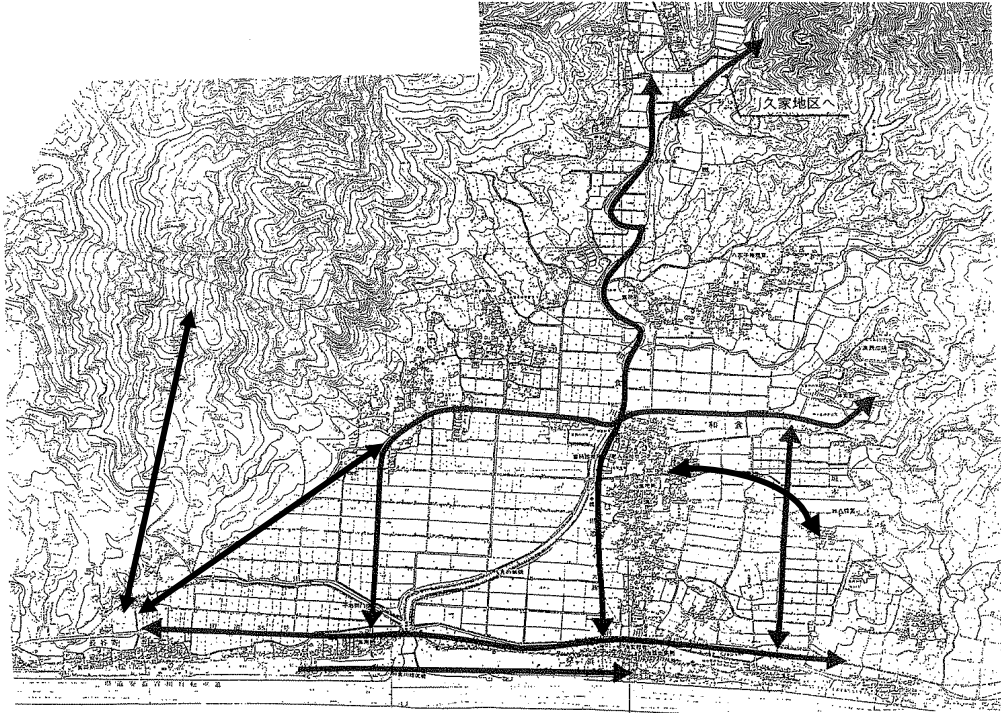
施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
B501F005	高知安芸自動車道	安芸郡芸西村	10.0	

(4) 擁壁

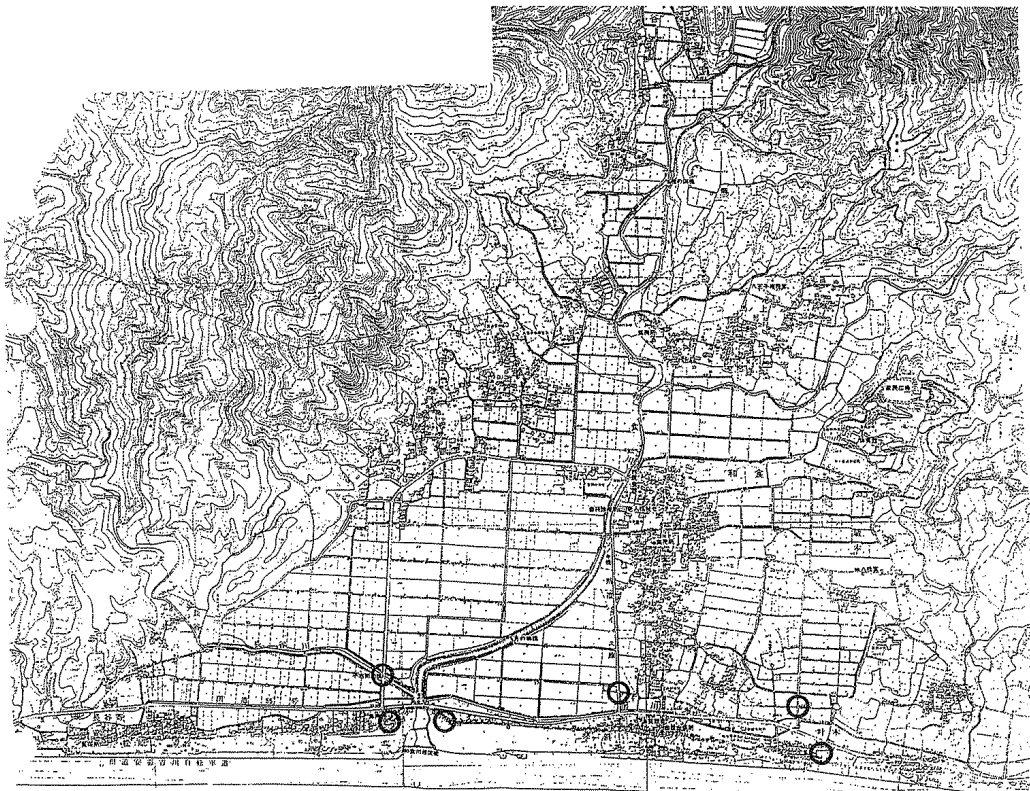
施設管理番号	路線名	所在地	延長 (m)	備考
B501G005	高知安芸自動車道	安芸郡芸西村	10.0	

3-3 緊急啓開道路、交通規制要請地点

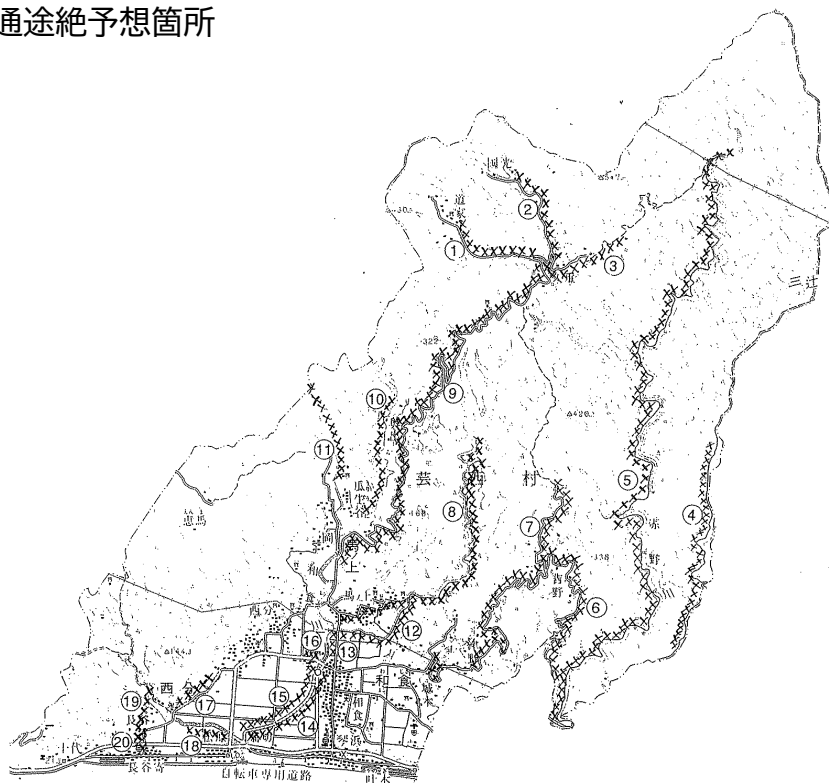
(1) 緊急啓開道路



(2) 交通規制要請地点



3-4 交通途絶予想箇所



番号	路線名	予想される事態	同左区域	同左延長	区分	備考
1	道家	路欠・崩土	起点より終点	1,115m	村	代替路線なし
2	白木山	〃	〃	4,300m	村	〃
3	久重	〃	〃	442m	村	〃
4	白髪	〃	〃	7,745m	村	〃
5	赤野川	〃	〃	12,100m	村	〃
6	笹ヶ森	〃	〃	3,919m	村	〃
7	吉野	〃	〃	5,000m	村	〃
8	藤ノ上～横棒	〃	〃	4,000m	村	〃
9	羽尾～琴ヶ浜	〃	馬ノ上より終点	7,000m	県	〃
10	奥出	〃	起点より終点	2,792m	村	〃
11	瓜生谷	〃	〃	1,114m	村	〃
12	中谷分～井ノ内	路欠・溢水	〃	780m	村	〃
13	羽尾～琴ヶ浜	溢水	入野	300m	県	代替路線あり
14	堀切	路欠・崩土	起点より終点	1,327m	村	〃
15	東井ノ本	〃	〃	1,020m	村	〃
16	東井ノ本～下中内	溢水	小学校前	200m	村	〃
17	浜屋敷～樋ノ口	路欠・溢水	西分保育園前	300m	村	〃
18	井ノ本沢～大井田	〃	起点より終点	677m	村	〃
19	小谷田～西路線屋敷	〃	〃	245m	村	代替路線なし
20	浜屋敷～樋ノ口	溢水	国道との接点	100m	村	代替路線あり

3-5 異常気象時主要交通規制箇所

整理番号	路線名	担当土木事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 エタ-
			自 都市町村 字 至 都市町村 字	延長 (km)		規制基準値 (mm)		気象等 観測所			
						通行 注意	通行止				
						時間 雨量 連続 雨量	時間雨量 連続雨量				
79	羽尾琴ヶ浜線	安芸	安芸郡芸西村 久重	7.6	200	なし	50 200	芸西村 和食 (河)	落石 崩土	なし	1
83	高知安芸自転車道	安芸	安芸郡芸西村 琴ヶ浜 安芸郡芸西村 琴ヶ浜	0.9	—	なし	風速 10.0m/s 波高5.0m	夜須町 住吉 (河)	越波	(国) 55号	

3-6 土砂災害(特別)警戒区域(国土交通省所管)

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定(Y)		特別警戒区域指定(R)		自然現象の種類
			初回	2回目	初回	2回目	
307-40-001	西分乙谷川	安芸郡芸西村西分乙	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		土石流
307-40-002	西分甲谷川(1)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19				土石流
307-40-003	長谷川支川(2)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19		R3. 7. 27		土石流
307-40-004	西分甲谷川(2)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19				土石流
307-40-005	西谷川	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		土石流
307-40-006	西分甲谷川(3)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		土石流
307-40-007	西分甲谷川(4)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		土石流
307-40-008	赤ヶ谷川	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19				土石流
307-40-009	西地谷川(1)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		土石流
307-40-010	西地谷川(2)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19				土石流
307-40-201	長谷川支川(1)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19		R3. 7. 27		土石流
307-40-202	西分甲谷川(5)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19				土石流
307-40-203	谷田口川	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19				土石流
307-40-204	岡谷川	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		土石流
307-40-205	ののじり川	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		土石流
307-40-206	道家谷川(1)	安芸郡芸西村道家	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		土石流
307-40-207	道家谷川(2)	安芸郡芸西村道家	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		土石流
307-40-208	道家谷川(3)	安芸郡芸西村道家	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		土石流
307-40-209	白木山谷川	安芸郡芸西村国光甲	H28. 7. 19				土石流
I-369	道家(1)	安芸郡芸西村道家	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-371	金ヶ平	安芸郡芸西村馬ノ上及び和食甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-372	久重	安芸郡芸西村久重甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-373	瓜生谷(東)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19		R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-374	妙見口	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-375	瓜生谷	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-376	郷東	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-377	小谷田	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19		R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-379	北路屋敷	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-380	長谷(1)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
I-381	拾五代	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定(Y)		特別警戒区域指定(R)		自然現象の種類
			初回	2回目	初回	2回目	
I-382	長谷(2)	安芸郡芸西村西分甲	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
I-383	十代(1)	安芸郡芸西村西分乙	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
I-384	浜西	安芸郡芸西村西分乙	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
I-385	憩ヶ丘	安芸郡芸西村和食甲	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
I-386	琴ヶ浜	安芸郡芸西村和食甲	H28.7.19				急傾斜地の崩壊
I-387	中野城	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-485	東木山オチアイ	安芸郡芸西村国光甲	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-486	殿屋敷	安芸郡芸西村国光甲	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-487	西白木山	安芸郡芸西村国光甲	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-488	セイノモト	安芸郡芸西村道家	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-489	芝ヤシキ(1)	安芸郡芸西村道家	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-490	芝ヤシキ(2)	安芸郡芸西村道家	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-491	道家(2)	安芸郡芸西村道家	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-492	附野南ノ谷	安芸郡芸西村和食乙	H28.7.19		R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-493	笹ヶ岡	安芸郡芸西村和食乙	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-494	笹が森(1)	安芸郡芸西村和食乙	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-495	笹が森(2)	安芸郡芸西村和食乙及び和食甲	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-496	西広見	安芸郡芸西村和食乙	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-497	津野	安芸郡芸西村和食乙	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-499	道家(3)	安芸郡芸西村道家	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-500	花谷	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-501	角石(1)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-502	赤谷	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19		R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-503	山ノ頭	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-504	馬の上	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R4.3.15	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-505	野々尻(1)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19		R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-506	野々尻(2)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-507	山野	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-508	王子杜	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-509	角石(2)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊
II-510	九代	安芸郡芸西村馬ノ上	H28.7.19	R3.7.27	R3.7.27		急傾斜地の崩壊

3 災害危険区域

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定 (Y)		特別警戒区域指定 (R)		自然現象の種類
			初回	2回目	初回	2回目	
II-511	流畑(1)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-512	流畑(2)	安芸郡芸西村馬ノ上	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-513	土ヶ谷	安芸郡芸西村馬ノ上及び西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-515	茶屋ヶ森	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-516	山屋敷	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19		R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-517	西分甲	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-519	西ノ岡	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-520	谷田口	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R4. 3. 15	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-521	城山	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-522	芋ノ谷	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-523	猫谷	安芸郡芸西村西分乙	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-524	休場	安芸郡芸西村西分乙及び西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-525	十代(2)	安芸郡芸西村西分乙	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-526	十代(3)	安芸郡芸西村西分乙	H28. 7. 19				急傾斜地の崩壊
II-527	西分乙	安芸郡芸西村西分乙	H28. 7. 19		R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊
II-8486	長谷(3)	安芸郡芸西村西分甲	H28. 7. 19	R3. 7. 27	R3. 7. 27		急傾斜地の崩壊

3-7 砂防指定地一覧表 (安芸土木事務所)

整理番号	区域名	大字	字	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)
121	谷内川	馬ノ上	谷ノ内山 他	S25. 4. 14	174	2. 3000
181	赤野川	和食	マカリ淵 他	S27. 9. 17	1, 228	9. 9000
185	岡谷川	馬ノ上	上の岡 他	S27. 9. 17	1, 228	0. 9200
187	長谷川	西分	岩淵山 他	S27. 9. 17	1, 228	3. 3400
261	奥出川	馬ノ上	豆石 他	S28. 5. 29	960	2. 5300
400	西谷川	〃	間谷 他	S37. 11. 14	2, 857	0. 4900
414	アゾウ谷川	西分	放山 他	S37. 11. 14	2, 858	1. 9200
538	谷内川	馬ノ上	太幸	S42. 3. 31	1, 161	4. 3200
1, 440	東谷川	〃	東谷口 他	S62. 3. 30	845	1. 2000
1, 551	長谷川	和食	長谷口 他	H 2. 1. 24	77	4. 8000
合計	10か所					

3-8 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

(1) 民有林直轄以外

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
1	芸西村	西分	15	—	—
2	芸西村	馬ノ上	4	—	林道
3	芸西村	久重	1	—	—
4	芸西村	道家	1	—	村道
5	芸西村	道家	5	—	村道
6	芸西村	久重	—	—	林道
7	芸西村	久重	—	—	林道
8	芸西村	久重	—	—	林道
9	芸西村	和食	—	—	林道
10	芸西村	和食	—	—	林道
11	芸西村	久重	1	—	—
12	芸西村	久重	—	—	県道
13	芸西村	久重	2	—	県道
14	芸西村	西分	20	—	—
15	芸西村	馬ノ上	—	—	農道
16	芸西村	—	5	—	村道
17	芸西村	—	6	—	村道
18	芸西村	—	—	—	村道
19	芸西村	—	—	—	林道
合計	19地区				

3-9 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）

(1) 民有林直轄以外

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類		道路の種類
1	西分	5	—	—	—
2	馬ノ上	15	—	—	林道
3	馬ノ上	15	—	—	林道
4	馬ノ上	15	—	—	林道
5	和食	—	—	—	林道
6	和食	—	—	—	林道
7	道家	8	—	—	林道
8	道家	5	—	—	林道
9	久重	—	—	—	林道
10	久重	—	—	—	林道
11	久重	1	—	—	林道
12	久重	—	—	—	林道
13	久重	—	—	—	林道
14	久重	2	—	—	林道
15	久重	—	—	—	林道
16	馬ノ上	—	—	—	村道
17	久重	2	—	—	村道
18	西分	—	—	—	村道
19	馬ノ上	8	—	—	村道
合計	19地区				

3 災害危険区域

3-10 ため池危険地区（農村振興局所管）

地域名	所在地	貯水量 (m ³)	受益地 (ha)	決壊等による被害想定					
				農地 (ha)	住宅 (戸)	農業 施設	延長又は 数量	公共 施設	延長又は 数量
丸塚	大幸	305,000	78.0	48.0	5	農道 用水路	1,800m 3,500m	村道	1,000m
桜ヶ池（下）	桜ヶ内乙	90,000	34.0	20.0	5	農道 用水路	2,000m 3,000m	村道	1,000m
桜ヶ池（上）	桜ヶ内乙	25,000	34.0	20.0	5	農道 用水路	2,000m 3,000m	村道	1,000m
ジル蔵 (吉野)	ジル蔵乙	170,000	27.3	—	—	用水路	5,000m	村道	5,000m
岩倉	岩倉	73,000	18.0	14.0	19	農道 排水路	900m 2,000m	—	—
菖蒲ヶ池	菖蒲ヶ池	15,000	16.0	10.0	—	農道 用水路	3,000m 2,000m	—	—
長谷池 (向梅池)	向梅甲	25,000	31.0	6.0	1	農道 用水路	3,000m 2,000m	—	—
奥出池	奥出	120,000	84.0	14.0	9	農道 排水路	2,000m 1,500m	県道 村道	1,000m 3,000m
合計	8地区								

3-11 湛水危険区域（農村振興局所管）

地区名	排水河川名 又は海岸名	所轄農業振興センター名	管理主体	湛水被害想定被害			避難場所
				耕地 (ha)	宅地 (ha)	その他 (ha)	
西分	—	安芸農業振興センター	芸西村	61.0	—	—	村が指定する場所
合計	1地区						

4 施設関連資料

4-1 避難場所及び避難所

(1) 避難場所（震災・津波）

以下の収容人数は、1人当たり1.0㎡として算出したもの（※小数点以下切捨て）

番号		避難場所	避難住所	避難可能人員 (人/㎡)	避難対象地域
1	西分浜地区	ウエルプラザ洋寿荘	西分乙297	30人	西分浜西
2		旧洋寿荘跡地	西分乙631付近	50人	西分浜西
3		アオイコーポレーション	西分乙1273-1	100人	西分浜西
4		高台	西分甲1129-1付近	100人	西分浜西
5		ロイヤルホテル土佐	西分甲2995-1	800人	西分浜中・第二・第一・長谷
6		長谷寄津波避難タワー	西分甲5082-3	200人	第二・第一
7		西分駅	西分甲5082-389	50人	第二
8		黒潮カントリークラブ入口	西分甲3789付近	100人	長谷
9		飯森	西分甲2995付近	20人	長谷
10		お地藏さん北	西分甲5340付近	5人	長谷
11		高台	西分甲5175付近	10人	長谷
12		高台	西分甲5165付近	20人	長谷
13		高台	西分甲5250付近	5人	長谷
14		松原津波避難タワー	西分甲5082-348	200人	松原
15	西分郷地区	西の岡団地北道路	西分甲4033-2	100人	郷西
16		永正寺	西分甲1143	200人	郷西
17		天満宮	西分甲852	220人	郷中・東
18	和食浜地区	琴ヶ浜松林	和食甲4647-2付近	30人	堀切
19		和食駅	芸西村和食甲69-1	300人	和食浜西、和食浜中
20		琴ヶ浜経塚前	和食甲4647-1	50人	和食浜西
21		和食津波避難施設	和食甲4646-2	160人	浜浦、叶木
22	和食郷地区	宇佐八幡宮	芸西村和食甲3914	580人	和食浜中・浜東・浜浦、叶木、 下中、下組、正路
23		村道 大本線	和食甲5509付近	300人	中村
24		村道 吉野線	和食甲5381付近	300人	北組、西組
25	和食山地区	城八幡宮	和食甲4369-3		極楽
26		憩ヶ丘運動公園	和食甲4525		憩ヶ丘、城本
27		津野集会所	和食甲224-1付近		津野
28		笹ヶ森集落下	和食乙1066-4付近		笹ヶ森
29		芸西中学校屋上	和食甲2265	320人	
30		芸西小学校屋上	和食甲1188	340人	

4 施設関連資料

番号		避難場所	避難住所	避難可能人員 (人/㎡)	避難対象地域
31	馬ノ上地区	馬ノ上公園	馬ノ上-1055-1	50人	西
32		馬ノ上ふれあいセンター前	馬ノ上1201-3付近	50人	西
33		土居藪	馬ノ上660-1付近	100人	中、土居、芝
34		王子宮前	馬ノ上352付近	100人	井上
35		瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上3481-4	250人	岡、西地、東地
36		中の城団地	馬ノ上2273-18	40人	中の城
37	道家	神楽伝承館前	道家486-2付近	10人	道家
38	久重	久重山の家	久重608-イ	10人	久重
39	国光	白木川2号線	国光甲1630-11	5人	国光

(2)-1 避難所（震災・津波）

以下の収容人数は、1人当たり3㎡として算出したもの（※ 小数点以下切捨て）

番号	避難所	避難場所	収容人数	有効面積
1	芸西中学校校舎	和食甲2265	187人	563.1㎡
2	芸西中学校体育館	和食甲2265	241人	724.5㎡
3	芸西村の家	和食甲4525	44人	132.3㎡
4	柔剣道場	和食甲4525	88人	265㎡
5	芸西村民体育館	和食甲4525	260人	780㎡
6	芸西村民会館	和食甲1262	162人	486.53㎡
7	老人福祉センター	和食甲1290	83人	251.51㎡
8	長谷寄ふれあいセンター	西分甲2202-1	39人	118.2㎡
9	琴ヶ浜ふれあいセンター	和食甲84-1	35人	107㎡
10	地域交流センター	和食甲2462	34人	103.79㎡
11	馬ノ上ふれあいセンター	馬ノ上1201	31人	93.59㎡
12	馬ノ上防災拠点施設	馬ノ上1320-5	32人	98㎡
13	和食防災拠点施設	和食甲1240	32人	97.5㎡
14	和食津波避難施設	和食甲4646-2	17人	51.2㎡
15	瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上3481-4	13人	41.2㎡
16	メルキュール高知土佐	西分甲2995	303人	909㎡
17	Kochi黒潮カントリークラブ	西分甲5207	236人	708.6㎡
18	久重山の家	久重608-イ	※38人	114.87㎡
19	神楽伝承館	道家486-2	11人	35.72㎡

※H27避難所運営マニュアル整備時参照

(2)-2 福祉避難所（震災・津波）

番号	避難所	避難場所	収容人数	受入対象者
1	ウエルプラザ洋寿荘	西分乙297	10人	要配慮者
2	リゾートヒルやわらぎ	和食甲4249	10人	要配慮者

(3) 避難所（風水害時）

以下の収容人数は、1人当たり3㎡として算出したもの（※ 小数点以下切捨て）

【西分浜地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
浜西	浜西集会所	西分甲 5082-36	17人	51㎡	芸西村立中学校校舎	和食甲2265	187人	563㎡
浜中	浜中集会所	西分甲 5082-422	14人	44㎡				
第二	第二集会所	西分甲5082-3	18人	56㎡				
第一	第一集会所	西分甲 5082-313	20人	61㎡				
長谷	長谷集会所	西分甲 2196-1付近	13人	40㎡				
	長谷ふれあいセンター	西分甲2202-1	39人	118㎡				
松原	松原集会所	西分甲 2562-ロ付近	25人	75㎡				
	ほっとハウス	芸西村西分甲 2555-2	32人	98㎡				

【西分郷地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
郷西	郷西集会所	西分甲1145	49人	149㎡	芸西村立中学校校舎	和食甲2265	187人	563㎡
郷中								
郷東	郷東中集会所	西分甲550-1	19人	57㎡				
中の城					芸西村民体育館	和食甲4525	260人	780㎡

【和食浜地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
堀切	①琴ヶ浜ふれあいセンター	①和食甲84-1	①35人	①107㎡	芸西村民会館	和食甲1262	162人	486㎡
浜西	②琴ヶ浜集会所	②和食甲 4647-30 4647-25	②20人	② 61㎡				
浜中								
浜東								
浜浦	浜浦集会所	和食甲210-1	17人	51㎡				
叶木	叶木集会所	和食甲 4646-80	9人	28㎡				

4 施設関連資料

【和食郷平野地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
下組	下組集会所	和食甲1778-1	13人	41㎡	芸西村立中学校体育館	和食甲2265	241人	724㎡
下中	下中集会所	和食甲2115	20人	62㎡				
中村	中村集会所	和食甲1327	12人	38㎡				
西組	西組集会所	和食甲2859 2860	21人	65㎡	老人福祉センター	和食甲1290	83人	251㎡
北組	北組集会所	和食甲2476	11人	33㎡	芸西村立中学校体育館	和食甲2265	241人	724㎡
正路	正路集会所	和食甲1672-9	20人	60㎡				

【和食郷山地地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
城本	城本集会所	和食甲4369-3	11人	28㎡	芸西村の家	和食甲4525	44人	132㎡
津野	津野集会所	和食乙228-1	7人	23㎡				
笹ヶ森								
極楽	極楽・白髪集会所	和食甲5812-8	8人	24㎡				
憩ヶ丘								

【馬ノ上地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
西	馬ノ上ふれあいセンター	馬ノ上1201-3	31人	93㎡	芸西村民体育館	和食甲4525	260人	780㎡
	西組集会所	馬ノ上1061-1	13人	40㎡				
中	中組集会所	馬ノ上1061-1	12人	37㎡				
井ノ上	井上集会所	馬ノ上815-2	8人	24㎡				
土居	土居集会所	馬ノ上732	8人	26㎡				
芝	芝集会所	馬ノ上400-3	10人	31㎡				
中の城	瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上3481-4	13人	41㎡				

【瓜生谷地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
岡	瓜生谷コミュニティーセンター	馬ノ上3481-4	13人	41㎡	芸西村民体育館	和食甲4525	260人	780㎡
西地								
東地								

【道家・国光・久重地区】

部落名	避難場所	住所	収容人数	有効面積	避難所	住所	収容人数	有効面積
道家	神楽伝承館	道家486-2	11人	35㎡	芸西村山の家	久重甲608-1	33人	99㎡
国光	芸西村山の家	久重甲608-1	33人	99㎡				
久重								

※H27避難所運営マニュアル整備時数字

4-2 施設

施設名	住所	電話
芸西集落活動センター	芸西村和食甲2462	0887-33-3017
長谷寄ふれあいセンター	芸西村西分甲2202-1	0887-33-2979
ほっとハウス	芸西村西分甲2555-2	0887-33-2615
馬ノ上ふれあいセンター	芸西村馬ノ上1201-3	0887-33-2915
芸西幼稚園	芸西村和食甲1182	0887-33-3923
芸西小学校	芸西村和食甲1188	0887-32-2017
かっぱ児童クラブ	芸西村和食甲1188	0887-33-3899
芸西保育所	芸西村和食甲1262	0887-33-2950
村民会館	芸西村和食甲1262	0887-33-2112
山の家	芸西村久重甲612	0887-33-3383
地域包括支援センター	芸西村和食甲1262	0887-33-2245
生涯学習館	芸西村和食甲1262	0887-33-2400
芸西中学校	芸西村和食甲2265	0887-32-2015
福祉館	芸西村和食甲210-1	0887-33-2932
和食ふれあいセンター	芸西村和食甲2462	0887-33-2980
保健センター	芸西村和食甲1262	0887-33-4156
伝承館	芸西村和食甲4537-イ	0887-33-2188

4-3 集会所

(1) 地区集会所、ふれあいセンターの避難人口

	延べ面積 (㎡)	収容可能人員数	震災時の 最大被災世帯数	震災時の 最大被災人員
久重	136	54	6	10
馬ノ上	238	95	93	310
和食	198	79	85	285
浜	192	76	63	179
西分	54	21	45	137
長谷寄	350	139	133	341
合計	1168	464	425	1262

※一人当たり必要面積は2.5㎡とする

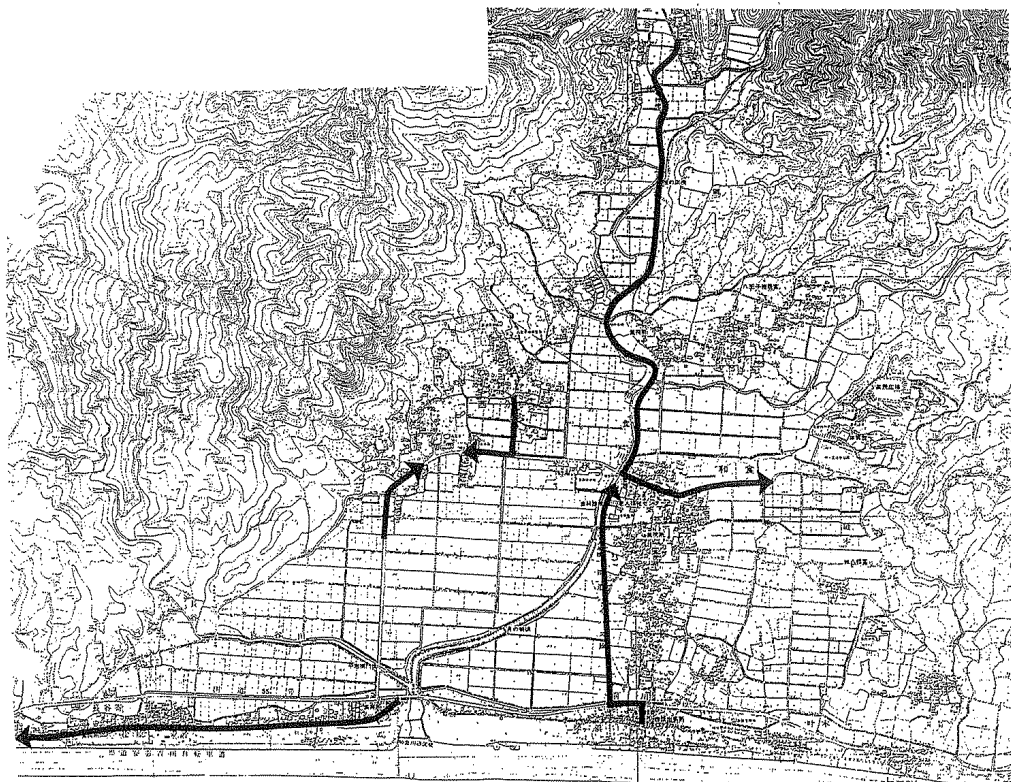
(2) 集会所一覧

地区名	集会所名	畳数	備考
久重	神楽伝承館	20畳台所3畳	平成4年1月完成、木造平屋建て
	芸西村山の家	27畳+7.5畳 18畳 (メ ² ネット×2)	平成5年3月完成 風呂、シャワー付き
馬ノ上	瓜生谷コミュニティセンター	24畳+洋室	RC造平屋建て
	芝集会所	18畳	木造平屋建て
	土居集会所	20畳	木造平屋建て、民家が隣接
	井上集会所	15畳	62年完成、木造平屋建て
	中集会所	24畳	旧保育所を転用、窓が多く老朽化しており倒壊する可能性がある。
	西集会所	24畳	中組集会所に隣接、木造平屋建て
	馬ノ上ふれあいセンター	17.5畳 20畳×2洋室	平成4年完成、木造平屋建て3室。民家の密集地にあり類焼の恐れがある。
和食	下組集会所	49㎡(延床面積)	平成26年8月建替え 木造平屋建て 村防災倉庫に隣接
	下中集会所	24畳	改築が行われ、一方方向の揺れに弱く、倒壊する恐れがある。
	中村集会所	20畳	木造平屋建て
	西組集会所	40畳	木造平屋建て
	北組集会所	20畳	木造平屋建て 消防団和食分団屯所隣
	極楽・白髪集会所	14畳	木造平屋建て 民家が隣接
	城本集会所	17畳	木造平屋建て
浜	津野集会所	18畳	51年頃建設、傾斜地にあり一部敷地に亀裂が見られ崩壊の危険がある。
	琴ヶ浜集会所	45畳	新築、和食浜中、浜西、浜東共同集会所として利用 洋式トイレがある 木造平屋建て 民家が隣接
	浜浦集会所	24畳+6畳	木造平屋建て
	叶木集会所	18畳	木造平屋建て 民家が隣接
西分	正路集会所	10畳+25畳	木造二階建て 民家が隣接
	郷東・中集会所	82㎡(延床面積)	平成29年11月建替え 木造平屋建て
	郷西集会所	122㎡(延床面積)	平成26年12月建替え 木造平屋建て

地区名	集会所名	畳数	備考
長谷寄	長谷寄ふれあいセンター	33畳+30畳程度の洋室	本格改造され壁面は少ないが、屋根が軽く全壊することはない。木造平屋建て
	浜西集会所	32畳	木造平屋建て 民家が隣接
	浜中集会所	95㎡(延床面積)	平成29年10月建替え 木造平屋建て
	浜東第二集会所	32畳	砂地にあり、木造平屋建て
	浜東第一集会所	14畳+30畳	木造二階建て 基礎に若干問題がある。民家が隣接
	松原集会所	30畳	平成24年11月建替え 木造平屋建て 民家が隣接

4-4 避難道路

集団避難に際し、利用する避難道路は原則として幹線路とする。



4-5 患者搬送先医療機関

医療機関名称	医療機関代表者	離着陸場の状況	病床数	診療科	住所及び電話番号
芸西病院	山崎 一明	無	219	内科 精神 リハビリ	和食甲4268 0887-33-3833

4-6 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

名称	所在地	代表者氏名	連絡先
第2香南くろしお園	西分甲1145	秋友 英稔	0887-33-3670

4-7 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

名称	所在地	代表者氏名	連絡先
深谷内科	和食甲1604	深谷 善章	0887-33-2401
芸西オルソクリニック	和食甲1495-1	上杉 幸二	0887-33-3503

4-8 洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

名称	所在地	代表者氏名	連絡先
深谷内科	和食甲1604	深谷 善章	0887-33-2401
芸西オルソクリニック	和食甲1495-1	上杉 幸二	0887-33-3503
芸西村立芸西幼稚園	和食甲1182		0887-33-3923
芸西村立芸西小学校	和食甲1188		0887-32-2017
芸西村立芸西保育所	和食甲1262		0887-33-2950
かっぱ児童クラブ	和食甲1188		0887-33-3899

4-9 高潮浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

名称	所在地	代表者氏名	連絡先
深谷内科	和食甲1604	深谷 善章	0887-33-2401
芸西オルソクリニック	和食甲1495-1	上杉 幸二	0887-33-3503

4-10 臨時ヘリポート（場外離着陸場）予定地

名称	所在地	施設管理者	連絡先
憩ヶ丘運動公園	和食甲4525	教育委員会	0887-33-2894
芸西村立芸西中学校	和食甲2265	教育委員会	0887-32-2015
芸西村立芸西小学校	和食甲1188	教育委員会	0887-32-2017
和食川、河口導流堤周辺	芸西村和食甲1番地先	安芸土木事務所	0887-34-3135

4 施設関連資料

4-11 防火水槽等一覧

分団	住所		規模(t)	施行年度	分団	住所		規模(t)	施行年度
長-1	西分甲	2564-20	40	H3	西-10	西分甲	1144	40	—
〃-2	〃	5082-133	40	—	〃-11	〃	4426	40	S50
〃-3	〃	5097-10	40	—	〃-12	〃	4340	40	—
〃-4	〃	5082-190	40	—	〃-13	〃	4352	20	S58
〃-5	〃	5082-111	40	S42	〃-14	〃	4032-1	40	S61
〃-6	〃	2834-口	40	—	〃-15	〃	6021	40	S44
〃-7	西分乙	4-1	40	S49	〃-16	〃	3982-1	40	S51
〃-8	〃	763-1	20	H1	〃-17	〃	5841	20	H17
〃-9	〃	127-1	20	H20	〃-18	〃	1181-ハ	40	H20
〃-10	〃	363-3	池	—					
〃-11	西分甲	2865-2	40	S61	和-1	和食甲	1259-口	20	その他
〃-12	〃	3050	40	S59	〃-2		欠番	-	廃止
〃-13	〃	2731-4	20	S62	〃-3	和食甲	2844	40	—
〃-14	〃	2166-4	40	—	〃-4	〃	5321	20	H9
〃-15	〃	2231-1	40	S63	〃-5	〃	5258	40	—
〃-16	〃	6212	40	S48	〃-6	〃	4506-口	40	S57
〃-17	〃	3278-2	40	S52	〃-7	〃	4566	10	S48
〃-18	〃	6186	プール	-	〃-8	和食乙	149-1	20	S61
〃-19	〃	5089-6	200	-	〃-9	和食甲	5812-16	40	S47
〃-20	西分乙	245-2	400	-	〃-10	〃	2471-1	40	—
					〃-11	〃	2498-1	40	—
琴-1	和食甲	4648-64	40	—	〃-12	〃	2239	40	S56
〃-2	〃	4648-49	40	S54	〃-13	〃	2099-3	40	—
〃-3	〃	36-1	20	S52	〃-14	〃	1860-2	20	S61
〃-4	〃	1-176	40	S58	〃-15	〃	1810-3	20	H1
〃-5	〃	98-4	40	—	〃-16	〃	1571-3	40	—
〃-6	〃	1-119	40	S43	〃-17	〃	1395-4	20	H20
〃-7	〃	210-1	40	S59	〃-18	〃	1778-1	20	H21
〃-8	〃	1-109	20	S49					
〃-9	〃	133-4	40	—	馬-1	馬ノ上	1195-1	40	S57
〃-10	〃	4646-5	40	S53	〃-2	〃	1063-3	40	S49

分団	住所		規模(t)	施行年度	分団	住所		規模(t)	施行年度
〃-11	〃	4646-133	40	S60	〃-3	〃	957-5	40	S48
〃-12	〃	4157-5	20	S63	〃-4	〃	660-6	40	S50
〃-13	〃	239-3	20	H15	〃-5	〃	436-5	40	S59
〃-14	〃	1672-8	20	S56	〃-6	〃	386-2	20	—
〃-15	〃	1723-1	20	S51	〃-7	〃	921-1	40	S55
〃-16	〃	1644-2	40	S55	〃-8	〃	1272-2	40	S46
〃-17	〃	1607	20	S62	〃-9	〃	3201-8	40	—
〃-18	〃	69-17	20	H15	〃-10	〃	3048	40	—
					〃-11	〃	3724-1	40	S50
西-1	西分甲	818-2	20	H2	〃-12	〃	3756-3	40	S46
〃-2	〃	5549	40	S48	〃-13	〃	2071-2	40	H1
〃-3	〃	898	20	その他	〃-14	〃	276-1	20	—
〃-4	〃	641-2	40	S56	〃-15	〃	404	20	S63
〃-5	〃	5646	40	—	〃-16	〃	2273-18	20	H21
〃-6	〃	1054-1	10	—	〃-17	〃	1398-2	20	H21
〃-7	〃	1038-1	20	H4					
〃-8	〃	4593	20	H1					
〃-9	〃	1135	プール	—	合計			90	

4 施設関連資料

4-12 村有車及び班員所有の車両

	清掃車	バキューム	貨物			フォークリフト	シヨベルカー	常用			二輪車
			普通	小型	計			普通	小型	計	
村有車	6	1			5	1				18	3
統括調整部								3	1	4	1
健康福祉部				1	1			2	7	9	1
産業土木部		1		2	3	1			2	2	1
教育部			1		1			1	2	3	
作業隊	6										

4-13 村内建設業者の所有車両

	貨物				土木工作機械				
	大型	普通	小型	計	シヨベル	ブルドーザー	ユンボ	ミキサ一車	計
高橋組	2	3	2	7	2	2	10	1	15
竹崎組		3	1	4			5	1	6
岡村土木									
藤戸組		1	1	2			3	1	4
大伸									
井上組		1	2	3			1	1	2
戸梶建設									
岡村造園									
有光電設									

4-14 指定文化財一覧表

(1) 芸西村

No.	名称	点数	種別	所在地	所有者	指定年月日
1	琴ヶ浜経塚	1	史跡	和食琴ヶ浜		H10. 11. 25
2	絵金絵馬 「賤ヶ嶽の合戦・七本槍の図」	1	有形・ 絵画	芸西村久重の仁井田神社蔵 現芸西村文化資料館で 受託	高知市戸津4-2-4仁井田神社総代 梅木昭和	H18. 9. 6
3	長谷地藏菩薩縁日の御神輿行列 (おなばれ)	1	民俗・ 無形民俗	芸西村西分甲2008 (長谷地藏尊)	芸西村西分甲2814-1 松本匡行	H18. 9. 6
4	瓜生谷観音堂 十一面観音立像	1	有形・ 工芸品	芸西村馬ノ上3751	代表 馬ノ上3013-3 長崎順子	H19. 11. 6
5	馬ノ上 御林神社古墳	1	史跡	芸西村馬ノ上茶畑427	芸西村馬ノ上御林神社	H19. 11. 6

(2) 登録有形文化財

No.	指定区分	種別	名称	点数	年代又は時代	指定年月日	所在の場所	所有者
2	国	登録	末延家住宅 (旧末延堂医院)	4	昭和2	H11. 10. 14	芸西村和食 甲1586-1	東京都豊島区 西池袋3-10-4

(3) 記念物・名勝

No.	指定区分	種別	名称	員数 面積	年代又は時代	指定年月日	所在の場所	所有者
66	県	天記	芸西村西分漁港周辺 (住吉海岸)の メランジュ			H13. 03. 27	芸西村西分 字西猫谷315 番地先海岸	

4-15 ゴミ及び廃棄物・遺体処理施設

◆し尿及び廃棄物の収集処理関係業者一覧表

名称	所在地	処理の能力	電話連絡
芸西村浄化センター	芸西村西分字新庄家	13トン	0887-33-4043 0887-33-2155 (土木環境課)

4-16 芸西村指定給水装置工事業者一覧表

(令和7年8月現在)

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	TEL
(有) 小原水道工務店	安芸市日ノ出町2丁目4-1	小原 隆弘	0887-35-2861
岩崎水道(株)	安芸市港町1丁目2-5	岩崎 昭憲	0887-35-2719
(有) マエダ設備工業	安芸市港町1丁目2-18	前田 晋輔	0887-35-8008
順電気工事店	安芸市赤野乙950	有光 順司	0887-33-2337
石黒設備	高知市針木本町26番8号	石黒 徳美	088-844-2003
(有) 川村水道設備	安芸郡田野町3749番地9	川村 源明	0887-38-2765
日進設備工業(株)	高知市百石町4丁目11番6号	岡崎 敏子	088-831-5000
(有) スズキ設備工業	高知市福井扇町8番22号	鈴木 洋佑	088-875-7100
大栄設備(有)	高知市神田464	廣田 敏久	088-833-1090
(有) 松岡設備工業	高知市神田2160-5	松岡 清道	088-833-2332
(有) 鈴木水道設備	南国市里改田164-5	鈴木 喜和	088-865-2758
西日本工業(株)	高知市潮新町1丁目7番8号	中山 眞一	088-832-5600
(有) 池澤設備	吾川郡伊野町枝川652番地6	池澤 重政	088-893-0630
(有) 南燃料設備	安芸郡安田町大字安田1890	南 宗一	08873-8-4554
城南タイヘイ(株)	高知市棧橋通6丁目8-39	西森 大	088-831-0161
(有) リビング谷岡設備工業	香南市赤岡町1341-6	谷岡 稔仁	0887-55-2100
(株) 山忠	高知市高埴5番地3	山村 貴也	088-844-8005
岡村電気水道	芸西村和食甲2050	岡村 全郎	0887-33-2116
一一設備工業(株)	高知市一宮東町5丁目23番地12号	下元 大介	088-845-5555
(有) キッチン設備	高知市高須新町2丁目14番10号	大野 大器	088-882-4608
(有) 朝比奈設備	高知市神田2393番地6	朝比奈 智一	088-833-8944
安岡設備	芸西村和食甲2128-1	安岡 正晶	0887-33-2889
(有) 有光電設	芸西村和食甲2166-13	有光 章	0887-33-2265
西笛水道店	芸西村和食甲133	西笛 英一	0887-33-2116
(有) 竹崎水道	安芸市穴内甲17番地3	竹崎 修	0887-34-1165
松本工業	香南市野市町西野514-1	松本 昌二	0887-56-3888
小松住宅設備 川北店	安芸市川北甲3777	小松 忠宏	0887-32-0666
(有) 西川設備	高知市旭天神町229番地	西川 章仁	088-840-2110
大勝建設株式会社	香南市野市町東野1471-1	高橋 正秀	0887-56-2255
株式会社 濱田水道工務店	香南市野市町下井1350番地7	濱田 博教	0887-57-5207
有限会社 藤成設備	高知市薊野西町1丁目11番10号	藤本 浩成	088-845-2425
株式会社 日東水道	高知市塩屋崎町1丁目12-6	尾立 憲治	088-832-6084
有限会社 一圓電気水道	安芸市矢ノ丸3丁目10番1号	一圓 友廣	0887-35-3287
有限会社 津島工業	高知市大谷公園町20番23-13号	大谷 文弘	088-843-8940
有限会社 酒井設備	高知市大津乙1902番地34	酒井 奉文	088-866-7855
有限会社 安岡広商店	香南市夜須町坪井305	安岡 一弘	0887-54-2410

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	TEL
有限会社 緒方設備	高知市大津乙394番地8	緒方 晃	088-866-7753
株式会社 四電工安芸営業所	安芸市植野23番2	久保田 利明	0887-35-3505
株式会社 高南設備工業	高知市福井町2187番地1	井上 善貴	088-822-2480
上田設備	香南市香我美町徳王子1648-1	上田 耕治郎	0887-54-5250
株式会社 関西設備	高知市布師田3961番地10	中野 孝則	088-846-2222
株式会社 中島工務店	高知市日の出町6番9号	増本 正人	088-855-5005
イトウ工業 株式会社	高知市元町43番	伊藤 章久	088-822-1077
株式会社 濱田水道工業	高知市南ノ丸町5番地7	濱田 誠一	088-831-0270
株式会社 寿工務店	高知市万々486番地	藤澤 寿幸	088-875-5161
ヨシナガ設備	高知市一宮中町1丁目14番地56	岡林 義長	088-846-0004
有限会社 二機設備	吾川郡春野町秋山325番地	山脇 純二	088-828-6266
株式会社 ニシトミ	南国市立田2535番地1	西山 正高	0888-63-3048
有限会社 イアソン	安芸市本町3丁目1番4号	小松 栄作	0887-34-1616
有限会社 環境設備	高知市介良乙1173番地15	吉田 尚彦	088-860-2435
四国水道工業 株式会社	高知市鴨部1丁目2番8号	宮地 清	088-844-4212
横矢設備	香美市香北町小川32番地4	横矢 辰薫	0887-59-3928
株式会社 東和設備	高知市介良乙577番地1	和田 富雄	088-860-1449
あだち建工	香南市夜須町手結山876-1	足達 光男	0887-55-3108
有限会社 新設組	高知市秦南町1丁目1番13号	植田 征郎	088-823-0753
紀和工業 株式会社	高知市南ノ丸町12番地16	安宅 弘明	088-832-2155
株式会社 シンゲン	高知市愛宕山4番地5	森本 浩平	088-824-5015
有限会社 城南ハイムコー住器	高知市棧橋通6丁目8番39号	西本 大	088-833-6363
横田水道設備	安芸市矢ノ丸4丁目1番18号	横田 利幸	0887-35-5628
相生工設有限会社	高知市針木1丁目12番53号	岡田 昭仁	088-840-6613
株式会社富士水道工務店	高知市知寄町1丁目4-4	宇田 价雄	088-882-6032
旭パワ〖工業有限会社	高知市円行寺1034-8	廣井 素往	088-855-4984
三栄工業株式会社	高知市塚ノ原330番地1	松本 隆彦	088-840-3888
(有)岡村住設	香南市野市町西野2651番地7	岡村 和彦	0887-56-0106
株式会社 四電工安芸営業所	安芸市植野23番2	山中 勲	0887-35-3505
株式会社 岡村水道	高岡郡中土佐町久礼2219番地9	岡村 文夫	0889-52-4588
株式会社 タカハシ設備	高知市大津甲2001番地12	高橋 佑輔	088-879-1463
㈱宮崎造工	高知市大津乙2432-1	宮崎 信行	088-866-5950
株式会社 宮崎造工	高知市大津乙2432-1	宮崎 雄司	088-866-5950
株式会社 タイへイ	高知市棧橋通6丁目8-39	西森 大	
株式会社 クラシアン	神奈川県横浜市北区新横浜1-2-1	鈴木 一也	045-473-8181
ver techno株式会社	高知市北本町4丁目3番25号和ビル3階	片岡 祥太	
丸平工業株式会社	高知市愛宕町3丁目13番3号	徳平 周也	
百田設備	香南市香我美町山北964番地2	百田 功	0887-54-3004

4 施設関連資料

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	TEL
有限会社 タカオ住設	高知県須崎市西崎町8番56号	谷脇 巧	0889-43-1270
(有) スズキ設備工業	高知市福井扇町8番22号	鈴木 洋祐	088-875-7100
野村設備	香南市野市町東野771-1	野村 生雄	
大北工務店	安芸市井ノ口乙558-4	大北 幸秀	
株式会社 ヒワサキ	高知市中の島2番75号	日和崎 守	

4-17 排水施設等工事事業者一覧

(令和7年8月現在)

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	TEL
四国水道工業(株)	高知市鴨部一丁目2-8	宮地 直	088-844-4212
(有)キッチン設備	高知市高須新町2丁目14番10号	大野 大器	088-882-4608
(有)竹崎組	安芸郡芸西村西分甲2578-14	竹崎 雅則	0887-33-2355
(株)高橋組	安芸郡芸西村和食甲15-1	高橋 接男	0887-33-2653
岩崎水道(株)	安芸市港町1丁目2-5	岩崎 昭憲	0887-35-2719
(株)四電工 安芸営業所	安芸市植野23-2	池本 昌司	0887-35-3505
(有)戸梶建設工業	安芸郡芸西村馬ノ上1370	戸梶 隆二	0887-32-2803
(有)小原水道工務店	安芸市日ノ出町4-1	小原 隆弘	0887-35-2861
上田設備	香南市香我美町徳王子1648-1	上田 耕治郎	0887-54-5250
横矢設備	香美市香北町小川32-4	横矢 辰薫	0887-59-3928
(有)マエダ設備工業	安芸市港町1丁目2-18	前田 晋輔	0887-35-8008
西日本工業(株)安芸営業所	安芸市本町5丁目16-20	中山 眞一	0887-34-3001
(有)森安工業	安芸市川北甲789-1	森安 邦彦	0887-34-4860
(株)山忠	高知市杉井流8番13号	山村 貴也	088-884-8005
一一設備工業(株)	高知市一宮東町5丁目23番12号	下元 大介	088-845-5555
(株)東和設備	高知市介良乙577番地1	和田 富雄	088-860-1449
紀和工業(株)	高知市南ノ丸町12番地16	安宅 正雄	088-832-2155
(有)有光電設	安芸郡芸西村和食甲2166-13	有光 淳	0887-33-2265
野村設備	香南市野市町東野771-1	野村 生雄	0887-55-1034
(有)西川設備	高知市旭天神町229番地	西川 章仁	088-840-2110
(有)酒井設備	高知市大津乙1902-34	酒井 奉文	088-866-7855
百田設備	香南市香我美町山北964-2	百田 功	0887-54-3004
(株)日東水道	高知市塩屋崎町1丁目12-6	尾立 憲治	088-832-6084
(有)津島工業	高知市大谷公園町20番23-13号	谷口 香	088-843-8940
(有)安岡広商店	香南市夜須町坪井305番地	安岡 一弘	0887-54-2410
(有)スズキ設備工業	高知市福井扇町8番22号	鈴木 洋祐	088-875-7100
(株)中島工務店	高知市日の出町6番9号	増本 憲英	088-885-5005
イトウ工業(株)	高知市元町43番地	伊藤 章久	088-822-1077
(株)濱田水道工業	高知市南ノ丸町5番地7	濱田 啓志	088-831-0270
(株)ヨシナガ設備	高知市一宮中町一丁目14-56	岡林 義長	088-846-0004
(株)ニシトミ	高知県南国市立田2535番地1	西山 正高	088-863-3048
(株)マサキ・アーキテクト	安芸市本町3丁目9-17	福本 隆志	0887-33-3593
(有)エアソン	安芸市本町3-1-4	小松 栄作	0887-34-1616
(有)環境設備	高知市潮見台1丁目1223番地	吉田 尚彦	088-860-2435
(株)シンゲン	高知市愛宕山4番地5	森本 浩平	088-822-7345
(有)藤成設備	高知市薊野西町1丁目11番10号	藤本 浩成	088-845-2425

4 施設関連資料

商号又は名称	営業所住所	代表者氏名	TEL
㈱タイヘイ	高知市棧橋通6丁目8-39	西森 大	088-833-6363
あだち建工	香南市夜須町手結山876-1	足達 光男	0887-55-3108
㈱富士水道工務店	高知市高須3丁目4番40-2号	宇田 孝志	088-882-6032
㈱高南設備工業	高知市福井町2187-1	井上 昌宜	088-822-2480
安岡設備	安芸郡芸西村和食甲2128-1	安岡 正晶	0887-33-2889
㈱関西設備	高知市布師田3961番地10	長瀧 益雄	088-846-2222
旭パイプ工業(有)	高知市円行寺1034-8	廣井 真人	088-855-4984
三栄工業(株)	高知市塚ノ原330番地1	松本 隆彦	088-840-3888
㈱山下設備	香南市野市町下井1662番地5	山下 達也	0887-55-1464
㈱岡村水道	高岡郡中土佐町久礼2219番地9	岡村 文夫	0889-52-4588
山憲設備(有)	高知市神田362番地3	山村 憲明	088-831-2008
VERTECHNO株式会社	高知市北本町4丁目3番25号 和ビル3階	片岡 祥太	088-885-5511
株式会社 宮崎造工	高知市大津乙2432-1	宮崎 雄司	088-866-5950
土佐ガス株式会社	高知市葛島2丁目3番75号	小松 亜弓	088-882-3165
株式会社 清遠設備	高知市新本町2丁目16-3	清遠 昭博	088-873-6522
永真工業	香南市野市町本村893番地2	宮城 正樹	0887-54-3351
株式会社マルヒラ	高知市愛宕町3丁目13番3号	徳平 周也	088-824-4937
順電気工事店	安芸市赤野乙950	有光 順司	0887-33-2337
徳弘設備	高知市春野町森山2179	徳弘 敬満	090-1328-8237
石黒設備	高知市針木本町26番8号	石黒 修三	088-844-2003
有限会社 ㊿住設	須崎市西崎町8番56号	谷脇 巧	0889-43-1270
有限会社 高須水道	高知市高須本町7-24	北代 剛	088-882-9881
株式会社 圓和工業	土佐市蓮池1101番地1	黒岩 和広	088-879-3773
有限会社 暁工業	高知市長浜5013番地4	上村 健一	088-842-5567

4-18 危険物施設数

製造所	貯 蔵 所							取 扱 書		
	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	給油 取扱所	販売 取扱所	一般 取扱所
	2	600		6		4	1	6		1

4-19 気象庁による震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。次表の「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。次表を使用する際には以下の点に注意すること。

- 1 気象庁が発表する震度（震度階級）は、震度計による観測値であり、次表に記述される現象から決定するものではない。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。次表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているため、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの故障、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- 5 次表は、おもに近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがある。

■震度階級関連解説表

(平成21年3月31日)

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に対比建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

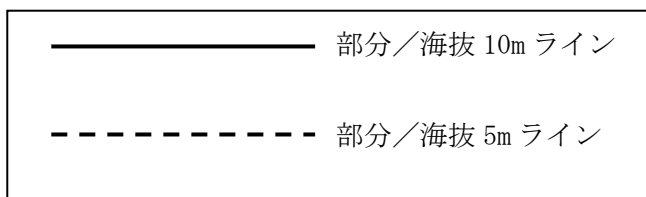
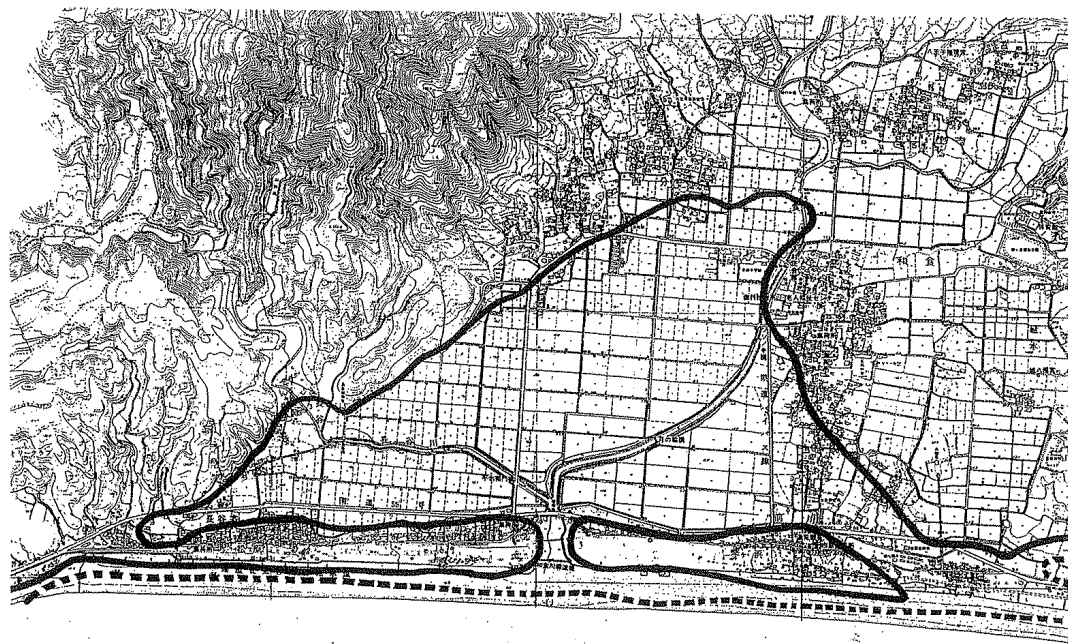
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

4-20 海岸部、海拔の目安



4-21 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 通報番号リスト

情報番号	大分類	中分類	小分類	同報無線 起動	優先 順位
1	国民保護関係情報		武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃) 攻撃対象地域	起動する	1
2			武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃) 通知伝達地域	〃	
3			武力攻撃事態における警報 (ゲリラ等による攻撃) 参考地域	〃	
4			武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃) 攻撃対象地域	〃	1
5			武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃) 通知伝達地域	〃	
6			武力攻撃予測事態における警報 (航空攻撃) 参考地域	〃	
7			弾道ミサイル攻撃に係る警報 攻撃地域	〃	1
8			弾道ミサイル攻撃に係る警報 通知伝達地域	〃	
9			弾道ミサイル攻撃に係る警報 参考地域	〃	
A			緊急対処事態における警報 (大規模テロ) 攻撃対象地域	〃	1
B			緊急対処事態における警報 (大規模テロ) 通知伝達地域	〃	
C			緊急対処事態における警報 (大規模テロ) 参考地域	〃	
D			キャンセル報 攻撃対象地域	〃	
E			キャンセル報 通知伝達地域	〃	
F			キャンセル報 参考地域	〃	
10	緊急地震速報		推定震度3以下	起動しない	3
11			推定震度4	起動する	3
12			推定震度5弱	〃	3
13			推定震度5強	〃	3
14			推定震度6弱	〃	3
15			推定震度6強	〃	3
16			推定震度7	〃	3
17~1 E	将来用予約				
1 F	誤報キャンセル (将来追加検討)		誤報キャンセル	起動する	2
20	地震津波情報	津波予報	大津波警報	起動する	3
21			津波警報	〃	3
22			津波注意報	〃	3
23			津波情報		
24		震度速報	震度3	起動しない	4
25			震度4	起動する	4
26			震度5弱	〃	4
27			震度5強	〃	4
28			震度6弱	〃	4
29			震度6強	〃	4
30			震度7強	〃	4
31			震源・震度に関する情		5
32			東海地震の観測情報	起動しない	5
33			東海地震の予知情報	起動する	3
34			東海地震の注意情報	〃	4

4-22 観測所一覧

(1) 雨量計

	住 所	管理者	特記事項
1	和食甲1188	高知県	高知県が監視し、高知県総合防災情報システムで閲覧可
2	和食甲4387	芸西村	防災無線 城本に設置。閲覧は、放送室内
3	馬ノ上3457-2	芸西村	防災無線 瓜生谷に設置。閲覧は、放送室内
4	馬ノ上2760-2先	高知県	和食ダム事務所で定期的監視
5	道家475	芸西村	防災無線 道家に設置。閲覧は、放送室内
6	和食甲1262	芸西村	役場屋上に設置

(2) 温度湿度計

	住 所	管理者	特記事項
1	和食甲1188	芸西村	百葉箱

(3) 震度計

	住 所	管理者	特記事項
1	和食甲1262	高知県	閲覧は総務課で可
2	和食4525	国	高感度地震観測井。独立行政法人防災科学研究所が観測

(4) 水位計

No.	住 所	管理者	特記事項
1	和食甲459-4先	高知県	高知県が監視し、高知県総合防災情報システムで閲覧可
2	和食甲2923-13先	高知県	地下水位計。芸西村の水道施設（入野）の井戸内に設置し、地下水位、村内使用水位の観測
3	馬ノ上4599-1先	高知県	ダムが流量を換算 / 定期的に計算
4	馬ノ上2155先	高知県	ダムが流量を換算 / 定期的に計算
5	和食甲1260-2先	高知県	危機管理方水位計（和食川橋）
6	西分甲6178先	高知県	危機管理方水位計（新大谷口橋）

4-23 緊急対応時における必要燃料調査票

(1) 建物

庁舎名	平時動力源	代替動力源 (※1)	燃料種類 (※2)	備蓄量 (L) (※3)	稼働可能 時間 (h) (※4)	備考 (緊急度など)
本庁舎	電力	自家発電機	重油A	640	64	緊急度：高、庁舎の一部
本庁舎	電力	自家発電機	軽油	190	87.5	緊急度：高、防災無線のみ
老人福祉センター	電力	無	灯油	2000	60	緊急度：低、空調用
和食排水機場	電力	自家発電機	重油A	7000	166	緊急度：高、特に風水害時
西分排水機場	電力	自家発電機	重油A	7000	166	緊急度：高、特に風水害時
西分下流排水機場	電力	自家発電機	重油A	7000	166	緊急度：高、特に風水害時
和食川水門	電力	自家発電機	軽油			緊急度：高、特に風水害時
和食ひ門	電力	自家発電機				緊急度：高、特に風水害時
西分ひ門	電力	自家発電機				緊急度：高、特に風水害時
西分下流ひ門	電力	自家発電機				緊急度：高、特に風水害時
和食中継ポンプ場	電力	自家発電機	重油A	300	14	緊急度：高、特に震災時
松原中継ポンプ場	電力	自家発電機	軽油	190	11	緊急度：高、特に震災時
西分中継ポンプ場	電力	自家発電機	軽油	190	13	緊急度：高、特に震災時
入野水源地	電力	自家発電機	軽油	800	24	緊急度：高、特に震災時
井ノ本水源地	電力	自家発電機	軽油	500	43.4	緊急度：高、特に震災時
村の家	電力	自家発電機	重油A	2000		緊急度：高

※1 「代替動力源」は被災により平時動力源が使用できない場合の動力源を記載し、ない場合は「無」と記載してください。

※2 平時及び代替動力源が石油燃料による場合、その種類（重油A・B・C、軽油、灯油、ガソリン）を記載してください。

※3 平時及び代替動力源が石油燃料による場合、その備蓄量を記載してください。

※4 災害時における石油燃料の消費量を考慮のうえ、備蓄量によって建物が何時間稼働可能かの目安を記載してください。

4 施設関連資料

(2) 車両

車両種類 (※1)	使用目的 (※2)	排気量 (CC)	燃料 タンク 容量 (L)	燃料 種類 (※3)	台 数	給油先 (※4)	給油 の目安 (※5)	備 考			
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 こ	480-9691	スズキ	教育委員会
バス	けが人搬送	2988	100	軽油	1	SS	3	高知 さ	200-759	三菱	村バス (リース)
公用車	現地支援	2690	60	ガソリン	1	SS	1	高知 さ	100-1568	ヒノ	土木環境課
消防 ポンプ車	消火活動	4000	50	ガソリン	1	SS	1	高 す	830-2010	トヨタ	消防団 第一分団
消防 ポンプ車	消火活動	4000	50	ガソリン	1	SS	1	高 さ	830-2011	トヨタ	消防団 第三分団
消防 ポンプ車	消火活動	3990	50	ガソリン	1	SS	1	高知 す	88-0699	トヨタ	消防団
消防 ポンプ車	消火活動	4000	50	ガソリン	1	SS	1	高 さ	830-2013	日野	消防団 第二分団
消防車	消火活動	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 あ	883-2014	ダイハツ	消防団
消防車	消火活動	660	35	ガソリン	1	SS	3	高知 い	883-2014	スズキ	消防団
消防車	消火活動	660	35	ガソリン	1	SS	3	高知 あ	880-651	ダイハツ	消防団
公用車	現地確認	1490	45	ガソリン	1	SS	1	高知 な	300-2166	トヨタ	総務課 (プリウス)
公用車	現地確認	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 せ	480-4826	ダイハツ	土木環境課
公用車	現地確認	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 く	41-9858	スズキ	簡水
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 せ	480-2040	ダイハツ	企画振興課
公用車	現地確認	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 き	480-6960	スズキ	産業振興課
公用車	現地確認 広報	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 く	480-6297	スズキ	企画振興課
公用車	けが人搬送	3000	65	ガソリン	1	SS	1	高知 せ	300-3166	トヨタ	代替バス (取付機器有)
公用車	現地支援	1780	50	ガソリン	1	SS	1	高知 す	400-96	マツダ	総務課 (旧給食車)
公用車	けが人搬送	2360	60	ガソリン	1	SS	1	高知 つ	300-1702	トヨタ	総務課 (エステイマ)
ブルドーザ	現地支援			軽油	1	SS	3	BBX01577		ブルドーザー 953C	土木環境課
公用車	現地確認 広報	660	37	ガソリン	1	SS	1	高知 せ	480-9711	スズキ	教育委員会
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 い	480-5158	スズキ	健康福祉課
公用車	現地確認 広報	660	38	ガソリン	1	SS	1	高知 そ	480-2248	ダイハツ	総務 (取付機器有)
公用車	現地支援	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 た	480-6116	ダイハツ	土木環境課
公用車	現地確認 広報	2700	70	ガソリン	1	SS	1	高知 ね	300-5282	トヨタ	健康福祉課
公用車	現地確認 広報	660	37	ガソリン	1	SS	1	高知 そ	480-6286	スズキ	健康福祉課
公用車	現地確認 広報	660	37	ガソリン	1	SS	1	高知 そ	480-6287	スズキ	健康福祉課
自動二輪	現地確認	49	3	ガソリン	1	SS	1	芸西村 う	1	スズキ バーディー	総務課
自動二輪	現地確認	49	3	ガソリン	1	SS	1	芸西村 う	2	スズキ バーディー	健康福祉課
自動二輪	現地確認	49	3	ガソリン	1	SS	1	芸西村 う	3	スズキ バーディー	産業振興課
公用車	現地支援	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 う	480-6536	ダイハツ ハイゼット	総務課
フォーク リフト	現地支援	2480	50	軽油	1	SS	3	高知900る9		トヨタ	堆肥センター
フォーク リフト	現地支援	2480	50	軽油	1	SS	3			トヨタ	クリーン センター
公用車	現地支援	3000	60	軽油	1	SS	1	高知 さ	100-8492	トヨタ	給食車
公用車	現地支援	660	35	ガソリン	1	SS	1	高知 か	480-1544	ダイハツ	集落活動 センター
公用車	現地支援	660	40	ガソリン	1	SS	1	高知 け	480-1388	スズキ	産業振興課

車両種類 (※1)	使用目的 (※2)	排気量 (CC)	燃料 タンク 容量 (L)	燃料 種類 (※3)	台 数	給油先 (※4)	給油 の目安 (※5)	備 考			
消防 バイク	消火活動 現地確認	249	9.6	ガソリン	1	SS	3	高知 さ	84-69	ヤマハ	消防バイク隊
消防 バイク	消火活動 現地確認	249	9.6	ガソリン	1	SS	3	高知 さ	84-70	ヤマハ	消防バイク隊
消防 バイク	消火活動 現地確認	249	9.6	ガソリン	1	SS	3	高知 さ	95-27	ヤマハ	消防バイク隊
水上 バイク	けが人搬送	5トン 未満		ガソリン	1	SS	3	第282	20856号	ウルトラ	消防バイク隊
水上 バイク	けが人搬送	0.2ト ン		ガソリン	1	SS	3	第230	53578号	Seadoc	消防バイク隊
水上 バイク	けが人搬送	0.1ト ン		ガソリン	1	SS	3	第282	20988号	カワサキ	消防バイク隊

※1 燃費による走行可能距離を算出するため、排気量の種類ごとに記載してください。

※2 災害時における車両の使用目的を記載してください。

(複数回答可) (例: 現地確認・広報・復旧・消火活動・けが人搬送・現地支援 等)

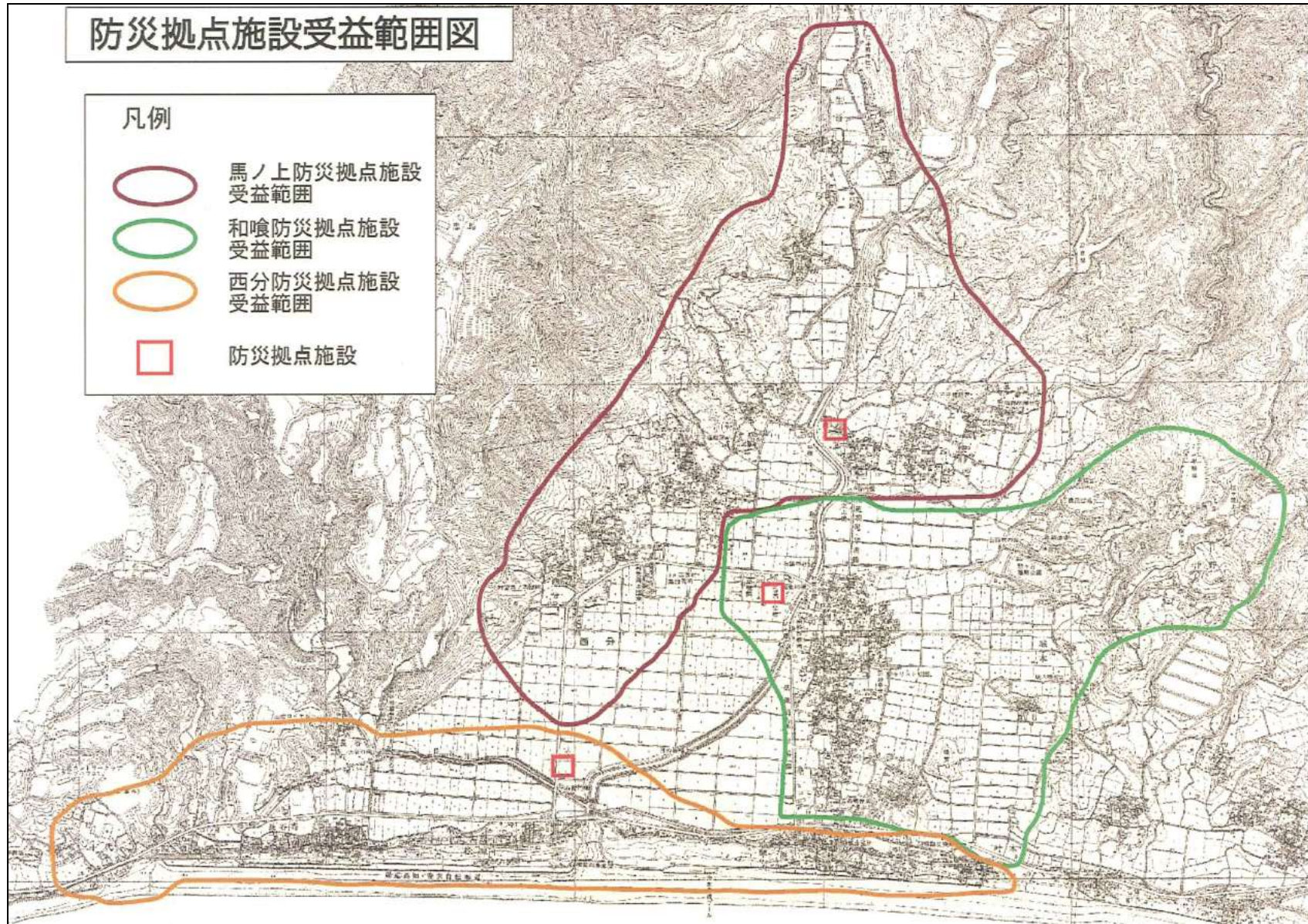
※3 車両の燃料種類 (重油A・B・C、軽油、灯油、ガソリン) を記載してください。

※4 平時・災害時における給油先を記載してください。(例: SS or 自社の給油所)

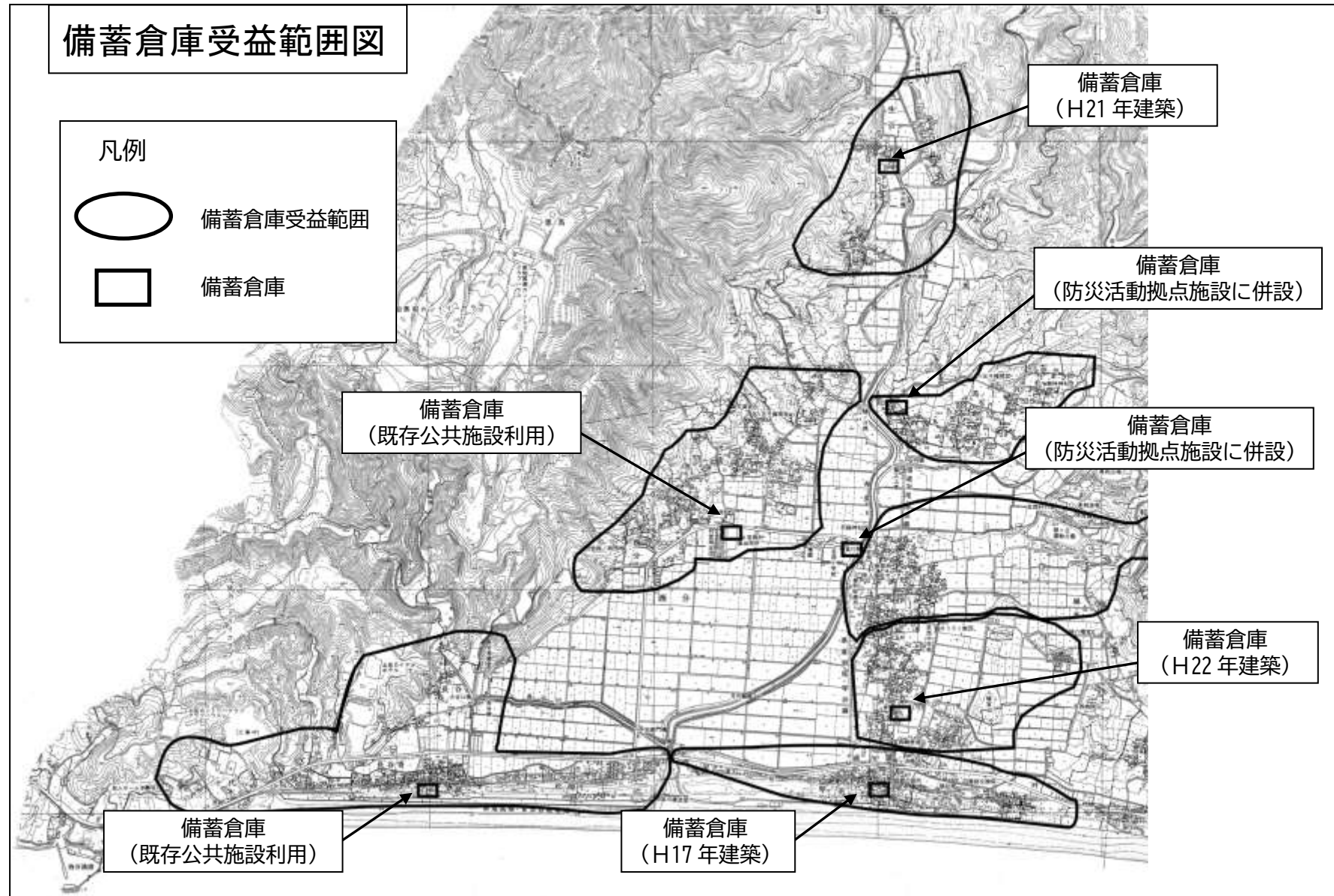
※5 平時燃料を給油するタイミングを凡例に従って番号を記載してください。

(1. 半分 2. Emptyに近い状態 3. 決めていない)

4-24 防災拠点施設受益範囲図



4-25 備蓄倉庫受益範囲図



5 協定・様式

5-1 被害状況報告書

市町村				区 分		被 害		区 分		被 害		市町村災害 対策本部	名称				
災 害 名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha			公立文教施設	千円				設置	月	日	時	
	報告者名			畑	冠 水	ha			農林水産業施設	千円		解散	月	日	時		
		そ	流失・埋没		ha			公共土木施設	千円								
					の	冠 水	ha		その他の公共施設	千円							
区 分		被 害		他		文教施設	箇所		小 計	千円							
人 的 被 害	死 者	人			そ の 他	病 院	箇所		公共施設被害市町村数	団体							
	行方不明者	人		河 川		道 路	箇所		農 産 被 害	千円							
負 傷 者	重 傷	人			港 湾	橋 り よ う	箇所		林 産 被 害	千円							
		軽 傷	人			砂 防	河 川	箇所	そ の 他	畜 産 被 害	千円						
住 家 被 害	全 壊	棟		清 掃 施 設	港 湾		箇所			水 産 被 害	千円						
		世帯			崖 く ず れ	砂 防	箇所		商 工 被 害		千円						
	半 壊	棟		鉄 道 不 通		清 掃 施 設	箇所		そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人				
		世帯			被 害 船 舶	崖 く ず れ	箇所			備 考	被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人		
	一 部 破 損	棟		水 道		鉄 道 不 通	箇所		災 害 発 生 場 所								
		世帯			電 話	水 道	戸			災 害 発 生 年 月 日							
	床 上 浸 水	棟		電 気		電 話	回線		災 害 の 種 類 概 況								
		世帯			ガ ス	電 気	戸			消 防 機 関 の 活 動 状 況							
	床 下 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		ガ ス	戸		そ の 他 (避 難 の 指 示 の 状 況)								
		世帯			罹 災 世 帯 数	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所										
非 住 家	公 共 建 物	棟		罹 災 者 数		罹 災 世 帯 数	世帯										
		そ の 他	棟			火 災 発 生	罹 災 者 数	人									
			棟				建 物	件									

5-2 用語の定義

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。（重傷）1か月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷）1か月未満で治癒できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物）が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 （同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする）
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の破損が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のもは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊・半壊には該当しかいが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物 その他	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路 橋りょう	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。 道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。

被害項目		報 告 基 準
そ の 他 被 害	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理に必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	崖くずれのおそれのある区域内の排水施設・擁壁・ダム、その他崖くずれを防止するための施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。	
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

5-3 罹災者台帳

罹 災 者 台 帳

罹災証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 罹災場所	罹災の状況 (原因・人的・物的被害の状況等)
第 号 ・ ・	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.落雷 4.その他() 5.不明
	芸西村	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	罹災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者	建物被害：種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊 7.落雷(火事・電化製品・家具)
第 号 ・ ・	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.落雷 4.その他() 5.不明
	芸西村	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	罹災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者	建物被害：種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊 7.落雷(火事・電化製品・家具)
第 号 ・ ・	氏名	原因：1.風水害 2.地震・津波 3.落雷 4.その他() 5.不明
	芸西村	人的被害：1.死亡() 2.行方不明() 3.重傷() 4.軽傷()
住宅地図頁 P	罹災年月日 ・ ・ 調査実施年月日 ・ ・ 調査担当者	建物被害：種類：1.住家 2.事務所 3.事業所 4.倉庫 5.工場 6.その他() 被害：1.全壊(焼) 2.流出 3.半壊(焼) 4.床上浸水 5.床下浸水 6.一部損壊 7.落雷(火事・電化製品・家具)

5-4 罹(被)災証明交付申請書

(様式第1号)

年 月 日

罹(被)災証明交付申請書

申請書 ※本人と確認できるものを提示してください。	高知県安芸郡芸西村	
	TEL()	—
	(現在の連絡先)	
	TEL()	—
	フリガナ	
	氏 名	印
罹(被)災について		
罹(被)災日時及び原因	年 月 日 時 分頃 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震・津波 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 ()	
罹(被)災物件	所在地	芸西村
	数量・面積等	
	物件の名称等	
	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名:) <input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 農業用施設 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他 ()	
罹(被)災物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
備考		

罹(被)災証明交付申請書(裏面)

<罹(被)災証明について>

- ・ この証明書は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に村が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 「被害の程度」は「家屋」の場合、一棟ごとに母屋で判定します。
- ※ 母屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
- ・ 集合住宅、農業用施設等の場合、一棟(一台)全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「被害の程度」と被害に差が生じる場合があります。
- ・ 「被害の程度」は家屋等を屋根、壁、構造等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。
- ※ 表面に表れない被害(例:地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「被害の程度」と異なることもあります。
- ・ 罹(被)災者台帳で確認ができないときは、罹(被)災程度に参考となる資料を添付をして下さい。
- ・ この証明は、災害発生後おおむね、1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。

この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので、大切に保管して下さい。

委任状

代理人 住 所
氏 名

上記の者を代理人と認め、罹(被)災証明書の交付申請及び受理について、委任いたします。

年 月 日

申請人 住 所
氏 名 ㊞

5-6 罹(被)災証明書

(様式第3号)

罹(被)災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
罹災原因	年 月 日の による

1. 住家

被災住家※ の所在地	
住家※の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他浸水 ()

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

2. 住家以外の被害

被災物件の所在地	
被災物件の名称等	
被災物件の種類	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 農業用施設 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他 ()
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <input type="checkbox"/> その他()

芸発第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

芸西村長

・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

5-9 避難者名簿

避難者名簿

- 避難者
- 在宅避難者
- 帰宅困難者

避難所 : _____

	避難者 カード 整理 番号	世帯主	世帯主の 整理番号	氏 名	お住まいは		住 所	年 齢	性 別	食 事 希 望 有 無	医 療 配 慮 有 無	そ の 他	居 住 ス ペ ース	退 所 日
					地区名	地区外								
	1	○	12	芸西 太郎		○	芸西村和食甲1262	65	⊙男・女	○	○	そばアレルギー	1	9月9日
1									男・女					
2									男・女					
3									男・女					
4									男・女					
5									男・女					
6									男・女					
7									男・女					
8									男・女					
9									男・女					
10									男・女					

食事希望者：計（名） →

--	--

← 医療配慮者：計（名）

5-11 ペット飼育者名簿

ペット飼育者名簿

避難所 : _____

No.	避難者カード 整理番号	避難者名	種 類	性別	特 徴	予防接種等	飼育場所
例	5	芸西 太郎	犬 (土佐犬)	♂ メス	体格：中型 毛色：白 特徴：赤い首輪	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登 録： 狂犬病： その他：	ペットスペース
1				♂ メス			
2				♂ メス			
3				♂ メス			
4				♂ メス			
5				♂ メス			

5-12 避難所運営委員会 一覧表

職 務		氏 名	地 区
委員長			
副委員長			
施設管理者			
活動班	総務班	班 長	
		副班長	
	環境衛生班	班 長	
		副班長	
	食料・物資班	班 長	
		副班長	
	女性対応班	班 長	
		副班長	
居住班		班 長	
		班 長	
		班 長	
		班 長	
		班 長	
		班 長	
		班 長	
		班 長	
		班 長	
		班 長	

5-13 避難所運営委員会 記録簿

避難所名： _____

開催日時		月 日 時 分 ~ 時 分	
参加者		<input type="checkbox"/> 委員長 <input type="checkbox"/> 副委員長 <input type="checkbox"/> 施設管理者 <input type="checkbox"/> 総務班 <input type="checkbox"/> 環境衛生班 <input type="checkbox"/> 食料・物資班 〈居住班〉 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
連絡事項	総務班		
	環境衛生班		
	食料・物資班		
	女性対応班		
	各居住班		
	施設管理者		
協議事項		決定した内容や方針	担当班

5-14 避難所運営委員会 郵便受取簿

避難所名： _____

受付月日	月 日	受付担当者名		受取確認	
	宛 名	居住班名	郵便物等の種類	受取月日	受取人
(例)	芸西 太郎	①班	はがき・封書 小包・その他 ()	9月 9日	田中 花子
1			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
2			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
3			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
4			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
5			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
6			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
7			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
8			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
9			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	
10			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日	

5-16 食料・物資配送依頼票

※依頼経路 食料・物資班 → 総務班 → 芸西村災害対策本部

食料・物資配送依頼票

記入・提出日： 年 月 日 (受取職員印・サイン)

依頼元	(避難所名)
	(担当者名)
	(電話番号)
	(E-mail)
	(把握している場合：移動系防災行政無線番号)



提出先	(提出先名)
	(担当者名) (電話番号)
	(メールアドレス) (FAX番号)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

物資内訳						
	品目			数量 個数	単位	備考 (商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合い、配達希望日、アレルギーの有無、要介護者等を記載)
	大分類	中分類	小分類(必要な物)			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
#						

次ページ あり/なし (/)

5-17 食料・物資管理簿（複数品目用）

避難所名： _____

食料・物資管理簿（複数品目用）				分類（ _____ ）							
品目	サイズ など	単位	受入払出管理								
			日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	
(例) 紙コップ	中	個	入出数	500	-150	-100	-50	100			
			残数	500	350	250	200	300			
			日付	
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	
			日付
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	
			日付	
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	
			日付
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	
			日付	
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	
			日付
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	
			日付	
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	
			日付
			入出数	/	/	/	/	/	/	/	
			残数	/	/	/	/	/	/	/	

5-18 災害救助法の関連資料

災害救助法による救助の程度・方法および期間「一般基準一覧表」

(令和7年6月24日内閣府告示第101号)

救助の種類	対 象	費用の限度額	適 用	期 間
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 1日1人当たり360円以内 (加算額) 高齢者、障害者等で、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	1 学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難なときは野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日
応急仮設住宅の供与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与する。	1 建設型応急住宅の費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり7,089,000円以内 2 賃貸型応急住宅は、世帯の人数に応じて、1に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1 建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置は、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (2) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (3) 福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置することができる。 (4) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。	1 建設型応急住宅設置は災害発生の日から20日以内着工 2 供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 災害により現に炊事のできない者	費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,390円以内	1 食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物により行う。	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊(焼)、半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営む	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	災害発生の日から10日以内

救助の種類		対象	費用の限度額	適用					期間	
		ことが困難な者	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算
			単位円							
			全壊・全焼・流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
				冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊・半焼・床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	
			冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900	
医療		医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内		1 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩、マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法を含む。）において、医療を行うことができる。 2 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護					災害発生の日から14日以内
助産		災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額		1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給					分べんした日から7日以内
被災者の救出		1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費							災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用 1世帯当たり 53,900円以内							災害発生の日から10日以内に完了
	日常生活に必要な最小	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない者	1 居室、炊事場及び便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1世帯当たり739,000円以内（2以外） 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり							災害発生の日から3ヵ月以内に完了

救助の種類	対 象	費用の限度額	適 用	期 間
限度の部分の修理	住することが困難である程度に住家が半壊した者	358,000円以内		
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 1 生業費 1件当たり30,000円 2 就職支度費 1件当たり15,000円	生業に必要な資金の貸与には次の条件を付す。 1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり5,500円 中学校生徒1人当たり5,800円 高等学校等生徒1人当たり6,300円	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (その他学用品) 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 1体当たり 大人(12歳以上)232,200円以内 小人(12才未満)185,700円以内	埋葬は、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において行うものとする。 (1) 棺(付属品含む。) (2) 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費		災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理(埋葬を除く。)	(洗浄・縫合、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 (一時保存) 既存建物借上費通常の実績 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内	1 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 2 検案は原則として救護班が行う。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 1世帯当たり 143,900円以内		災害発生の日から10日以内

5 協定・様式

救助の種類	対 象	費用の限度額	適 用	期 間
	することができない者			
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実績	支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内

救助の種類	範 囲	日 当	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 同第10条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師 22,200円 歯科医師 21,300円 薬剤師 18,400円 保健師、助産師、看護師 17,300円 准看護師 14,200円 診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士 15,300円 歯科衛生士 14,900円 救急救命士 17,700円 土木技術・建築技術者 16,600円 大工 28,800円以内 左官 30,800円以内 とび職 31,200円以内 地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費並びに宿泊費は、常勤職員の均衡を考慮して算定した額

5-19 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助実施記録日計票				
救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	遺捜	遺処
	障			
No.				
責任者氏名			芸西村	印
年 月 日 時 分				
員数(世帯)				
品目(数量・金額)				
受入先				
払出先				
場 所				
方 法				
記 事				

5-20 公用負担権限委任証明書

第	号			
公用負担権限委任証明書				
			身分	
			氏名	
上記のものに		区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したること		
を証明する。				
	年	月	日	
		芸西村長	氏名	印
		安芸市消防本部長	氏名	印

5-21 公用負担の証票

公 用 負 担 之 証			
負担者 住所 氏名			
物件	数量	負担内容(使用収用処分)	期間適用
年 月 日			
命令者 氏名			印

5-22 水防活動実施報告（速報）

水防活動実施報告（速報）

年 月 日

高知県土木部長あて

芸西村長

下記のとおり報告します。

水防管理 団体名 土木事務 所名	水防活動 延人数	水防 活動費 (A)	使用(消費)資材費			合計 (A+B)	水防活動 を実施 した日	備考
			主要 資材	その他 資器材	小計 (B)			
芸西村	人	円	円	円	円	円	月 日	

註1. 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、土砂の17品目である。

2. 用紙はA4書きとする。

5-23 水防活動実施調査票

水防活動実施調査票

月 日 台風
豪雨
高潮

市
町
村

土木事務所

水防活動実施状況									
日 時	位 置	実施工法	出 動 人 員					左記出動人員中他団体からの応援の有無	
			水防団体	消防団員	その他	自衛隊員	合計		
自 日 時			延 人	延 人	延 人	延 人	延 人	団体名	延 人
至 日 時			実 人						
実施箇所 河川名	都市 町村	大字 川 海岸	被 害 箇 所 の 原 因	及 び 処 置				の 理 由	
所要経費		使用資材数量					水防効果		
県 費		俵	俵	板 類	枚				
管理団体費		か ます	俵	鉄 線	kg				
そ の 他		布 袋 類	枚	釘	kg				
計		た た み	枚	か ず が い	本				
内 訳	人 件 費	む し ろ	枚	蛇 籠	本				
	食 糧 費	な わ	kg	置 石	m ²				
	資 材 費	竹	束	そ の 他					
	器 材 費	生 木	本						
	そ の 他	丸 太	本						
計		く い	本						

5-24 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

年 月 日
 作成責任者 印

出水概要	警戒水位 m 川 雨量 mm									
水防実施箇所	右岸 地先 m 川 左									
日時	自 月 日 時		至 月 日 時							
出動人員	水防団員 人		消防団員 人		その他 人		合計 人			
水防作業の概況及び工法	箇所 m									
	工法									
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	宅地 m ²	道路 m	人口 人	その他	
	被害	m	m ²	m ²	戸	m ²	m	人		
使用資器材						居住者の出勤状態				
						水防関係者の死傷				
						雨量水位の状況				
水防活動に関する自己判断										
備考										

5-25 村内の公共的団体への協力依頼文書

年 月 日

様

芸西村長

印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願いについて

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協力の内容
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人員
- 5 従事期間
- 6 集合場所
- 7 その他参考となる事項

5-27 協定及び契約

(1) 協定

協定名称	相手方	締結日
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H18. 8. 29
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	有限会社響屋	H21. 5. 8
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	サンシャイン芸西	H21. 5. 12
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	株式会社スリーエフ中四国	H21. 5. 8
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	サンクス芸西店	H21. 4. 14
災害時における物資の供給及び駐車場の一時使用に関する協定	土佐あき農業協同組合	H21. 7. 1
大規模災害時におけるゴルフ場施設等の利用に関する協定	黒潮観光開発株式会社	H17. 6. 7
鉄道施設の一時使用協定	土佐くろしお鉄道株式会社	H21. 6. 26
災害時における燃料の供給に関する協定	土佐あき農業協同組合	H21. 7. 1
津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	郵便局株式会社	H21. 12. 1
災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	有限会社芸西観光	H21. 12. 4
災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	社会福祉法人土佐香美福祉会	H22. 3. 11
非常時における飲料供給に関する覚書	イー・ドリンコ高知株式会社	H23. 4. 4
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人高知県エルピーガス協会 安芸支部	H23. 8. 1
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	高知県電気工事業工業組合 安芸支部	H23. 9. 15
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	H23. 10. 26
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	医療法人みずき会	H23. 11. 28
	社会福祉法人土佐香美福祉会	H23. 11. 28
災害時における物資の供給に関する協定	こうち生活協同組合	H24. 1. 18
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	芸西地区建設業協会	H24. 2. 20
災害時の協力に関する協定書	四国電力(株)高知支店	H24. 11. 20 R 2. 12. 18
	四国電力(株)送配電カンパニー高知支店	
特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話(株)高知支店	H25. 7. 4
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協定に関する協定書	西日本電信電話(株)高知支店	H26. 8. 4
災害時における避難諸施設としての利用に関する協定書	大和リゾート(株) (土佐ロイヤルホテル)	H26. 9. 1
災害発生時における芸西村と郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)芸西郵便局長 日本郵便株高知東郵便局長	H27. 6. 4
GPS波浪計観測情報配信システムを利用した情報の活用に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局次長	H27. 6. 10
災害時における敷地の一時使用に関する協定書	(株)アオイコーポレーション 高知セントラルキッチン	H27. 7. 23

5 協定・様式

協定名称	相手方	締結日
安芸圏域における広域避難に関する協定書	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村	H27. 12. 22
高知県芸西村と高知県大川村の災害時における相互応援に関する協定書	大川村	H28. 1. 28
災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村 高知東部交通(株)・(有)東和観光・(有)芸西観光	H30. 12. 5
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	芸西村社会福祉協議会	R 5. 4. 1
災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県	R 6. 1. 17
大規模災害時における避難所としての施設の使用及び救援物資の提供に関する協定	安芸圏域市町村	R 7. 2. 14
	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合 東部支部	R 7. 2. 14
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	R 7. 11. 4

(2) 契約

契約名称	相手方	締結日
災害救急医薬品等整備管理委託契約	医療法人みずき会 芸西病院	H19. 8. 7

6 芸西村避難指示等の判断・伝達マニュアル

6-1 はじめに

風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命・身体・財産を守るため、迅速・的確な判断を行うための避難指示等の判断基準及び適切な避難体制及び情報伝達の確立のために、避難指示等の判断・伝達マニュアルを策定することとする。

6-2 避難指示等の実施及び意味合い

(1) 実施

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、村長（本部長）は、必要と認める居住者・滞在者その他の者に対し、高齢者等避難・避難指示を発令する。なお、災害対策基本法など関係法令により、以下の表1のとおり避難指示を行い得るよう定められている。

表1 避難指示の法令規定実施者

実施者	指示の区分	災害の種類	根拠法
村長	指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事 知事の命を受けた職員	指示	洪水、高潮、地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（村長）	指示	洪水、高潮	水防法第22条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条

(2) 避難指示等の考え方

避難指示等の基準については、以下の表2の通りとする。

表2 二類型の避難指示等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、避難行動を開始

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(3) 避難指示等の伝達内容及び伝達方法等

- ① 上記5-4(1)の⑤の防災行政無線（同報系）または消防無線（同報系）の音声により、地区住民に対して、避難指示等の伝達を行う場合は次の例に沿って、放送を行う。

<高齢者等避難の伝達文（住民あて）>（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

- こちらは、防災芸西村役場です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

<避難指示の伝達文（住民あて）>（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

- こちらは、防災芸西村役場です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

- ② 上記5-4(1)の②の報道機関への情報提供により、広報を行う場合は以下の方法による。

- ア 報道機関への情報提供は、NTT回線FAXにて、別添に定める様式により、速やかに各報道機関へ送信する。
- イ 災害対策基本法第60条に基づく、県への避難指示等の報告については、県からも報道機関へ情報提供を行う必要があるために、FAXにて、速やかに報告を行った後に、総合防災情報システムにより、再度報告を行う。

(4) 伝達先チェックリスト

上記5-4(2)の避難指示等の伝達系統により、関係者等に情報伝達を行う場合は下記チェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認を行う。

<住民等への伝達>

- 防災行政無線（同報系）及び消防無線（同報系）
- 広報車・消防車両
- 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・電話
- 役場HPへの掲載

<防災関係機関への伝達>

- 消防団・・・消防無線
- 高知県危機管理・防災課・・・FAX（088-823-9253）・高知県総合防災情報システム
- 安芸警察署・・・FAX（0887-34-0110）・電話（0887-34-0110）
- 安芸消防本部・・・FAX（0887-35-4119）・電話（0887-34-1244）

<input type="checkbox"/>	土佐国道事務所	・	・	・	・	F A X	(088-885-1603)	・	電 話	(088-884-0359)
<input type="checkbox"/>	芸芸土木事務所	・	・	・	・	F A X	(0887-34-0313)	・	電 話	(0887-34-3135)
<報道機関への伝達>										
<input type="checkbox"/>	NHK高知放送局放送部	・	・	・	・	N T T回線	(088-823-2300)	F A X	(088-873-0337)	
<input type="checkbox"/>	高知放送報道センター	・	・	・	・	N T T回線	(088-825-4240)	F A X	(088-824-7893)	
<input type="checkbox"/>	テレビ高知報道	・	・	・	・	N T T回線	(088-880-1111)	F A X	(088-884-1843)	
<input type="checkbox"/>	高知さんさんテレビ報道	・	・	・	・	N T T回線	(088-880-0033)	F A X	(088-885-0621)	
<input type="checkbox"/>	エフエム高知	・	・	・	・	N T T回線	(088-872-1100)	F A X	(088-875-8787)	

6-5 地区から避難所までの道程（住宅地図）

地区から避難所までの道程については、別添住宅地図のとおりである。

6-6 避難所の開設及び管理運営

(1) 避難所の開設

- ① 避難指示及び高齢者等避難等により住民が自発的に避難を開始した場合には、村長はすみやかに必要な避難所を開設する。
- ② 指定する避難施設については、施設管理者へあらかじめ村長からその旨を通知し、了承を得ておくものとする。
- ③ 避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡し、指定民有施設にあっては、事前に施設管理者より、鍵を借り受ける等の手段により、円滑な避難所開設を行う。

(2) 避難所の管理運営

- ① 避難所を開設する際には、村長は直ちに村の職員を当該避難所へ派遣し、避難住民の保護に当たらせる。
- ② 避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、村とは情報連絡を密に行う。
- ③ 避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成する。

(3) 避難所の閉鎖

村長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示を行う。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

(4) 避難所一覧表

指定する避難所については、別添一覧表のとおりである。（施設名、所在地、電話、収容人員、施設管理者）

	地域防災計画資料編参照				

6-7 地区の世帯数及び人数

地区毎の世帯数及び人数は以下の一覧表のとおりであるが、この地区毎に避難指示等の発令を行うとは限らず地区の細分化を行い、発令することもある。

地域防災計画資料編参照		

■和食川内水氾濫・破堤・越水等

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	和食川 水位観測所 和食川下流地点	確認・注意事項等
対象地区	芸西村 村内全域 想定避難場所 各地区の指定する避難所	○避難所までの距離は遠いところでも徒歩で15分程度で避難可能 ○家屋浸水水位2.5m (TP4.4)
高齢者等避難	○水位が4.6m (TP6.5)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合(※) ※今後の水位予測については、洪水予報・上流の雨量計・気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行うこととする。 (なお、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、高齢者等避難発令を事前に検討。)	○高齢者等避難報発令時点で、あらかじめ内水や地下水上昇により、浸水のおそれのある地域等については、広報車等により、注意喚起を行う。
避難指示	○河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を確認 ○水位が5.0m (TP6.9)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合(※) ※今後の水位予測については洪水予報・上流の雨量計・気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行うこととする。 ○巡視等により越水・破堤の危険があると判断した場合。 ○地区住民等より通報等があった場合 (なお、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難指示発令を事前に検討。)	避難指示等の発令した場合の広報手段については、防災行政無線(同報系)、村の広報車及び消防団車両等により周知を行うこととなる。

【参考】

芸西村排水機場稼働水位		
和食排水機場	西分排水機場	西分下流排水機場
○1号ポンプ稼働水位 1.3m (TP3.2)	○先発ポンプ稼働水位 1.3m (TP3.2)	○先発ポンプ稼働水位 1.6m (TP3.5)
○2号ポンプ稼働水位 1.6m (TP3.5)	○後発ポンプ稼働水位 1.4m (TP3.3)	○後発ポンプ稼働水位 1.8m (TP3.7)
○3号ポンプ稼働水位 1.9m (TP3.8)		

情報の入手先 河川水位・雨量情報：高知県総合防災情報システム
雨量情報：高知地方気象台 (TEL 088-822-8881)
巡視・道路情報等：高知県安芸土木事務所 (TEL 0887-34-3135)

■めさい川内水氾濫・破堤・越水等

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	和食川 水位観測所 和食川下流地点	確認・注意事項等
対象地区	芸西村 和食浜地区（国道沿い） 和食浜西 浜東 園芸ハウス地区 想定避難場所 各地区の指定する避難場所	○避難所までの距離は遠いところでも 徒歩で15分程度で避難可能 ○家屋浸水水位2.5m (TP4. 4)
高齢者等避難	○水位が2.3m (TP4. 2)に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合(※) ※今後の水位予測については、洪水予報・上流の雨量計・気象台によるレーダー・アメダス等から判断を行うこととする。 (なお、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、高齢者等避難発令を事前に検討。)	○高齢者等避難発令時点で、あらかじめ内水や地下水上昇により、浸水のおそれのある地域等については、広報車等により、注意喚起を行う。

【参考】

芸西村排水機場稼働水位		
和食排水機場	西分排水機場	西分下流排水機場
○1号ポンプ稼働水位 1.3m (TP3. 2)	○先発ポンプ稼働水位 1.3m (TP3. 2)	○先発ポンプ稼働水位 1.6m (TP3. 5)
○2号ポンプ稼働水位 1.6m (TP3. 5)	○後発ポンプ稼働水位 1.4m (TP3. 3)	○後発ポンプ稼働水位 1.8m (TP3. 7)
○3号ポンプ稼働水位 1.9m (TP3. 8)		

情報の入手先 河川水位・雨量情報：高知県総合防災情報システム
雨量情報：高知地方気象台（TEL088-822-8881）
巡視・道路情報等：高知県安芸土木事務所（TEL0887-34-3135）

■高波災害

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	芸西村海岸沿岸部	注意・警告事項
対象地区	西分浜地区（計5地区） 和食浜地区（計5地区） 想定避難場所 各々地区に定める避難場所 各地区一健常者：約20分以内 災害時要配慮者：約40分以内（消防団・地区協力者などの協力により）	
高齢者等避難	○安芸地区に『波浪・高潮』警報発表。 ○台風が高知県東部にかなり接近あるいは上陸の見込み。 ○高知地方気象台が発表する『高波に関する高知県気象情報』により、予想波高が3時間後に高知東部で12mを超える場合で、高知港の満潮時間帯も考慮。 (なお、台風の接近に伴い、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、高齢者等避難発令を事前に検討。)	
避難指示	○安芸地区に『波浪・高潮』警報発表。 ○台風が高知県東部にかなり接近あるいは上陸の見込み。 ○高知地方気象台が発表する『高波に関する高知県気象情報』により、予想波高が1時間後に高知東部で12mを超える場合で、高知港の満潮時間帯も考慮。 ・巡視等により人的被害が発生するおそれのある越波・越流の危険があると判断した場合 ・地区住民等より通報等があった場合。 (なお、台風の接近に伴い、風雨が強まるおそれがある場合及び夜間を迎える場合については、避難が困難になるために、避難指示発令を事前に検討。)	

情報の入手先 「高波に関する高知県気象情報」：高知地方気象台（TEL088-822-8881）
波浪警報：高知地方気象台（TEL088-822-8881）
台風情報：高知県総合防災情報システム
有義波実況：ナウファスHP（<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>）

※「波高」（有義波高） 一定の数の波の高さと波長を観測し、大きい方から3分の1の波の平均波高と平均波長を求めることによって、得られる大きさの波のことであるため、実際にこの高さや波長の波が連続してやってくるのではなく、統計的に100波に1は有義波高の1.6倍、1,000波に1波は約2倍近くの波高の波が起こると言われており、注意が必要。

■土砂災害

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や危険箇所巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	芸西村全域 雨量観測所：安芸土木事務所雨量観測所（県河川局） 雨量判定図観測所：安芸土木事務所雨量観測所（県河川局） 雨量判定図観測所：芸西村雨量観測所（瓜生谷・城本・道家）
対象地区	芸西村全域（西分浜西、長谷、西分郷地区、和食浜西、和食山地区、馬ノ上地区、瓜生谷地区、道家・久重・国光地区） （村内のほとんどが危険箇所であり、芸西村内全域とする。） 想定避難場所 ○各々地区に定める避難場所 想定避難所要時間 ○各地区－健全者：約30分以内 災害時要配慮者：約1時間以内（消防団・地区協力者などの協力により）
高齢者等避難	○村職員等による危険箇所パトロールの際、村内各所で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・水量の変化）の発生 ○大雨・洪水警報が発表され、高知県水防情報による累積雨量200mmを突破し、さらに今後も強い降雨のおそれがある場合（※） ○高知県水防情報による最大3時間雨量が150mmを超え、さらに今後も強い降雨のおそれがある場合（※） ※今後の降雨予測については、気象庁レーダー・アメダス等により、判断を行うこととする。 （なお、風雨が強まるおそれ及び夜間を迎える場合について、避難が困難になる場合は、高齢者等避難発令を事前に検討。）
避難指示	○村内各所で前兆現象（斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見 ○高知県土砂災害警戒情報が発表され、または、高知県水防情報による累積雨量500mmを上回る場合で、総合的に避難の必要があると認めた時（※1） ※今後の降雨予測については、気象庁レーダー・アメダス等により、判断を行うこととする。 ○地区住民等により前兆現象発見等の通報等があった場合 ○村長が総合的に避難指示の必要があると認めた時。 （なお、風雨が強まるおそれ及び夜間を迎える場合について、避難が困難になる場合は、避難指示発令を事前に検討。）

※「土砂災害警戒情報」とは、高知県の基準である「土砂災害警戒避難基準雨量」と、高知地方気象台の基準である「土壌雨量指数」の、両方の基準を超えた場合に発表される情報のことである。

情報の入手先

大雨注意報・警報	高知地方気象台（088-822-8881）
雨量判定図	高知県土木部防災砂防課ホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/uryou/LINK_7.htm)
土砂災害警戒情報	高知県土木部防災砂防課及び高知地方気象台 (088-823-9845・088-822-8881)
雨量情報	高知地方気象台（088-822-8881）
河川水位・雨量情報	高知県総合防災情報システム

警報・注意報発表基準（高知地方気象台発表）

（令和5年11月30日現在）

種 類		基 準		
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	28	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	233	
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準（※1）	和食川流域＝13.2、谷内川流域＝8.1 和食川流域＝（16、11.8）	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義浪高	6.0m	
高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	21	
		土壌雨量指数基準	172	
	洪水	流域雨量指数基準 複合基準（※1）	和食川流域＝10.5、谷内川流域＝6.4 和食川流域＝（10、10.5）	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義浪高	3.0m	
	高潮	潮位	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 降雪の深さ20cm以上 2 最高気温が2℃以上 3 かなりの降雨		
低温	最低気温-4℃以下（※2）			
霜	晩霜期 最低気温3℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は高知地方気象台の値。

芸西村地域防災計画
資料編

令和8年4月改訂

編集：芸西村防災会議
発行：芸西村総務課

〒781-5792
高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
TEL 0887-33-2111
FAX 0887-33-4035